

事業場排水の水質規制関係法令（抄）

令和 6 年 4 月

京 都 市 上 下 水 道 局

目 次

1 使用開始、水質規制、特定施設、除害施設

使用開始の届出 <hr style="display: inline-block; width: 60%; vertical-align: middle;"/>			1
下水道法	第 11 条の 2	使用開始等の届出	
下水道法施行令	第 8 条の 2	使用開始等の届出を要する下水の量又は水質	
下水道法施行規則	第 6 条	使用開始等の届出	
京都市公共下水道事業条例	第 10 条	汚水の排除の届出	
京都市特定環境保全公共下水道事業条例	第 9 条	汚水の排除等の届出	
特定事業場の排除制限 <hr style="display: inline-block; width: 60%; vertical-align: middle;"/>			2
下水道法	第 12 条の 2	特定事業場からの下水の排除の制限	
下水道法施行令	第 9 条の 2	下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設	
下水道法施行令	第 9 条の 3	適用除外	
排水基準を定める省令	別表第 2 備考 2	省令により排除の制限の適用が除外される下水	
下水道法施行規則	第 7 条	終末処理場で処理することが困難な物質の処理施設に係る区域等の公示等	
下水道法施行令	第 9 条の 4	特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準	
水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例	別表第 1	水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の排水基準にかえて適用すべき排水基準	
下水道法施行令	第 9 条の 5	特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準	
下水道法施行令	第 9 条の 6	適用除外	
下水道法施行令	第 9 条の 7	下水道法第 12 条の 2 第 6 項の政令で定める施設	
京都市公共下水道事業条例	第 11 条	特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準	
京都市特定環境保全公共下水道事業条例	第 10 条	特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準	
特定施設の設置の届出 <hr style="display: inline-block; width: 60%; vertical-align: middle;"/>			10
下水道法	第 12 条の 3	特定施設の設置等の届出	
下水道法施行規則	第 8 条	特定施設の設置の届出	
下水道法施行規則	第 9 条	特定施設の使用の届出	
下水道法	第 12 条の 4	特定施設の構造等の変更の届出	
下水道法施行規則	第 10 条	特定施設の構造等の変更の届出	
下水道法施行規則	第 11 条	受理書	
下水道法	第 12 条の 5	計画変更命令	
下水道法	第 12 条の 6	実施の制限	
下水道法	第 12 条の 7	氏名の変更等の届出	
下水道法施行規則	第 12 条	氏名の変更等の届出	
下水道法	第 12 条の 8	承継	
下水道法施行規則	第 13 条	承継の届出	
下水道法施行規則	第 14 条	届出書の提出部数	
水質事故 <hr style="display: inline-block; width: 60%; vertical-align: middle;"/>			14
下水道法	第 12 条の 9	事故時の措置	
下水道法施行令	第 9 条の 8	事故時の措置を要する物質又は油	
水質汚濁防止法施行令	第 2 条	カドミウム等の物質	
水質汚濁防止法施行令	第 3 条の 4	油	
下水道法施行令	第 9 条の 9	事故時の措置の規定が適用されない場合	
下水道法	第 12 条の 10	流域下水道管理者への通知	

除害施設の設置			16
下水道法	第 12 条	除害施設の設置等	
下水道法施行令	第 9 条	除害施設の設置等に関する条例の基準	
下水道法	第 12 条の 11	除害施設の設置等	
下水道法施行令	第 9 条の 10	除害施設の設置等に係る下水の水質の基準	
下水道法施行令	第 9 条の 11	除害施設の設置等に関する条例の基準	
京都府環境を守り育てる条例 施行規則	別表第 4 の 4 (その 2)	横出し項目に係る条例の基準	
京都市公共下水道事業条例	第 11 条の 2	除害施設の設置等	
京都市公共下水道事業条例 施行規程	第 7 条	除害施設の設置等を要しない下水	
京都市公共下水道事業条例 施行規程	第 8 条	除害施設の設置等の計画の届出	
京都市特定環境保全公共下水 道事業条例	第 11 条	除害施設の設置等	
京都市特定環境保全公共下水 道事業条例施行規程	第 11 条	除害施設の設置等を要しない下水	
京都市特定環境保全公共下水 道事業条例施行規程	第 12 条	除害施設の設置等の計画の届出	
水質の測定義務			20
下水道法	第 12 条の 12	水質の測定義務等	
下水道法施行規則	第 15 条	水質の測定等	
立入検査			21
下水道法	第 13 条	排水設備等の検査	
下水道法施行規則	第 16 条	証明書の様式	
汚濁原因者負担金			21
下水道法	第 18 条の 2	汚濁原因者負担金	
下水道法施行令	第 10 条の 2	汚濁原因者負担金の額	
排水設備の設置			22
下水道法	第 10 条	排水設備の設置等	
建築基準法	第 19 条	敷地の衛生及び安全	
準用規定			23
下水道法	第 25 条の 30	準用規定	
改善命令等			23
下水道法	第 37 条の 2	改善命令等	
公共下水道管理者の監督権			23
下水道法	第 38 条	公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市 下水路管理者の監督処分等	
報告の徴収			24
下水道法	第 39 条の 2	報告の徴収	
下水道法施行令	第 25 条	報告の徴収のできる下水の水質等	
罰則			25
附則			26
下水道法 附則			
下水道法施行令 附則			
京都市公共下水道事業条例 附則			
京都市公共下水道事業条例施行規程 附則			
京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程 附則			

下水道法に基づく特定施設の設置、除害施設設置に係るフロー
 下水道法に基づく特定施設の構造等の変更、除害施設の更新に係るフロー

建築基準法	第 2 条	用語の定義
建築基準法	第 6 条	建築物の建築等の確認に関する申請及び確認
建築基準法施行令	第 9 条	建築基準規定
建築基準法	第 18 条	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物 に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の 特例
都市計画法	第 4 条	定義
	第 11 条	都市施設
	第 32 条	公共施設の管理者の同意等

2 特別汚水の水質の認定関係

京都市公共下水道事業条例	第 17 条	汚水排出量の認定等
京都市公共下水道事業条例	第 18 条	計測のための装置の設置等
京都市特定環境保全公共下水 道事業条例	第 21 条	汚水排出量の認定等
京都市特定環境保全公共下水 道事業条例	第 22 条	計測のための装置の設置等

下水道法	第 20 条	使用料
京都市公共下水道事業条例	第 10 条	汚水の排除の届出
京都市公共下水道事業条例	第 16 条	共用装置の水に係る汚水以外の汚水に係る 1 月 の使用料の額
京都市公共下水道事業条例	第 16 条の 2	共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外 の汚水に係る 1 月の使用料の額
京都市公共下水道事業条例	第 16 条の 3	貸与された水道メーターを利用する共同住宅にお ける汚水に係る 1 月の使用料の額
京都市公共下水道事業条例	第 16 条の 4	共用装置の水に係る汚水に係る 1 月の使用料の額
京都市公共下水道事業条例施 行規程	第 6 条	特別汚水
京都市公共下水道事業条例施 行規程	第 6 条の 2	特別汚水の届出
京都市公共下水道事業条例施 行規程	第 6 条の 3	特別汚水の認定
京都市公共下水道事業条例施 行規程	第 12 条	特別汚水に係る使用料の加算額
京都市特定環境保全公共下水 道事業条例	第 9 条	汚水の排除等の届出
京都市特定環境保全公共下水 道事業条例	第 16 条	1 月の使用量の額
	第 17 条	
	第 17 条の 2	
	第 18 条	
京都市特定環境保全公共下水 道事業条例施行規程	第 8 条	特別汚水
京都市特定環境保全公共下水 道事業条例施行規程	第 9 条	特別汚水の届出
京都市特定環境保全公共下水 道事業条例施行規程	第 10 条	特別汚水の認定
京都市特定環境保全公共下水 道事業条例施行規程	第 15 条	特別汚水に係る使用料の加算額
京都市公共下水道事業条例施行規程 附則		
京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程 附則		

3 届出書類等

様式			41
下水道法施行規則	様式第 4	公共下水道（流域下水道）使用開始（変更）届	
下水道法施行規則	様式第 5	公共下水道（流域下水道）使用開始届	
下水道法施行規則	様式第 6	特定施設設置届出書	
下水道法施行規則	様式第 7	特定施設使用届出書	
下水道法施行規則	様式第 8	特定施設の構造等変更届出書	
下水道法施行規則	様式第 9	受理書	
下水道法施行規則	様式第 10	氏名変更等届出書	
下水道法施行規則	様式第 11	特定施設使用廃止届出書	
下水道法施行規則	様式第 12	承継届出書	
下水道法施行規則	様式第 13	水質測定記録表	
下水道法施行規則	様式第 14	身分証明書	
除害施設の設置計画届	（除害施設の設置計画届に必要な添付事項）		
特別汚水の排除届			
水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設			52
（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 に掲げる施設）			
一部改正法附則第 2 条第 1 項の政令で定める施設			58
（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 3 に掲げる施設）			
ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設			59
（ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）別表第 2 に掲げる施設）			
下水の水質の検定方法等に関する省令			60
下水の水質の検定方法（参考資料）			65
事業場排水等の諸基準一覧表			68

4 付録

公共用水域等規制関係法令			70
水質汚濁防止法	第 2 条	定義	
	第 3 条	排水基準	
	第 5 条	特定施設等の設置の届出	
水質汚濁防止法施行令	第 1 条	特定施設	
	第 2 条	カドミウム等の物質	
	第 3 条	水素イオン濃度等の項目	
	第 4 条の 4	有害物質貯蔵指定施設	
土壌汚染対策法	第 2 条	定義	
土壌汚染対策法施行令	第 1 条	特定有害物質	

なお、この関係法令（抄）は、平成 31 年 4 月現在の規定によるものです。

1 使用開始、水質規制、特定施設、除害施設

使用開始の届出

下水道法

(使用開始等の届出)

第 11 条の 2 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 2 項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第 12 条第 1 項第 6 号に規定する水質基準対象施設(以下単に「特定施設」という。)の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

下水道法施行令

(使用開始等の届出を要する下水の量又は水質)

第 8 条の 2 法第 11 条の 2 第 1 項(法第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する 1 日における当該汚水の量 50 立方メートル以上とし、法第 11 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める水質は、次条第 1 項第 4 号に該当する水質又は第 9 条の 10 若しくは第 9 条の 11 第 1 項第 3 号若しくは第 6 号若しくは第 2 項第 1 号、第 2 号(ただし書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第 3 号から第 5 号までに定める基準(法第 12 条の 11 第 1 項第 2 号(法第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。次項、第 9 条の 11 第 1 項並びに第 25 条第 1 項及び第 2 項において同じ。))の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第 9 条の 11 第 2 項第 2 号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

2 水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の規定による環境省令により、又は同条第 3 項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用しようとする場合については、法第 11 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第 9 条の 11 第 2 項第 6 号又は第 7 号に掲げる項目に関して同項第 6 号(ただし書きを除く。)又は第 7 号(ただし書きを除く。)に定める基準(法第 12 条の 11 第 1 項第 2 号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

下水道法施行規則

(使用開始等の届出)

第 6 条 法第 11 条の 2 第 1 項(法第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第 4 による届出書によつてしなければならない。

2 法第 11 条の 2 第 2 項(法第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第 5 による届出書によつてしなければならない。

京都市公共下水道事業条例

(汚水の排除の届出)

第 10 条 公共下水道の排水区域内において、汚水を公共下水道に排除しようとする者は、管理者の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。汚水の排除をやめようとするときも、また同様とする。

2 前項前段の規定による届出をした後に、管理者が定める公共下水道の管理に特別の費用を要する水質の汚水（水洗便所から排除されるものを除く。以下「特別汚水」という。）を排除しようとする者は、管理者の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。特別汚水の排除をやめたときも、また同様とする。

京都市特定環境保全公共下水道事業条例

(汚水の排除等の届出)

第 9 条 汚水を特定環境保全公共下水道に排除しようとする者は、管理者が定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするとき及び汚水の排除をやめようとするときも、同様とする。

2 前項前段の規定による届出をした後に、特定環境保全公共下水道の管理に特別の費用を要する水質の汚水で別に定めるもの（水洗便所から排除されるものを除く。以下「特別汚水」という。）を排除しようとする者は、管理者が定めるところにより、その旨を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするとき及び特別汚水の排除をやめようとするときも、同様とする。

特定事業場の排除制限

下水道法

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第 12 条の 2 特定施設（政令で定めるものを除く。第 12 条の 12、第 18 条の 2 及び第 39 条の 2 を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第 12 条の 5、第 12 条の 9、第 12 条の 11 第 1 項及び第 37 条の 2 において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第 8 条（第 25 条の 30 において準用する場合を含む。第 4 項（第 12 条の 11 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 13 条第 1 項において同じ。）の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第 8 条の技術上の基準に適合させるために必要な最少限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

5 第 3 項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

- 6 第1項及び前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となつた日から6月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、1年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第1項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

下水道法施行令

（下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設）

第9条の2 法第12条の2第1項（法第25条の30第1項において準用する場合を含む。次条、第9条の4第1項及び第9条の9第1号において同じ。）に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第66号の3に掲げる施設（同号ハに掲げる施設のうち温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を利用するものを除く。）とする。

（適用除外）

第9条の3 法第12条の2第1項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第3条第1項又はダイオキシン類対策特別措置法第8条第1項の規定による環境省令（水質汚濁防止法第3条第3項又はダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例が定められている場合にあっては、当該条例を含む。）により定められた次条第1項各号に掲げる物質に係る排水基準（水質排出基準を含む。以下この号、次条第4項及び第5項並びに第20条第3号において同じ。）が当該下水について適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての物質に係る下水を排除するとき。
- (2) 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として次条第1項に規定する物質の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道に当該物質に係る下水を排除するとき。
- (3) 一の施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設（以下「水質汚濁防止法特定施設」という。）となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道に次条第1項第1号から第33号までに掲げる物質に係る下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。
 - イ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた日から6月（第9条の7第1号に掲げる施設である場合にあっては、1年）を経過したとき。
 - ロ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場であるとき。
 - ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質（ダイオキシン類に係るものを除く。）につき法第12条の2第1項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）。
- (3) 一の施設がダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設（以下「ダイオキシン類対策法特定施設」という。）となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道にダイオキシン類に係る下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。
 - イ 当該施設がダイオキシン類対策法特定施設となつた日から1年を経過したとき。

- ロ 当該施設がダイオキシン類対策法特定施設となつた際既に当該工場又は事業場がダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場であるとき。
- ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質（ダイオキシン類に係るものに限る。）につき法第12条の2第1項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）。

排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）

（水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令により排除の制限の適用が除外される下水）

別表第2（生活環境項目）（略）

備考2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出基準の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

下水道法施行規則

（終末処理場で処理することが困難な物質の処理施設に係る区域等の公示等）

第7条 令第9条の3第2号及び第9条の9第3号の規定による公示は、当該処理施設による下水の処理を開始しようとするときに、次に掲げる事項について行うものとし、これを表示した図面を当該公共下水道管理者又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。）の管理者である地方公共団体の事務所に於いて一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 当該処理施設による下水の処理を開始すべき年月日
- (2) 当該処理施設により下水を処理すべき区域
- (3) 当該処理施設において処理すべき物質
- (4) 当該処理施設の位置及び名称

下水道法施行令

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）

第9条の4 法第12条の2第1項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第1号から第33号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第34号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| (1) カドミウム及びその化合物 | 1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下 |
| (2) シアン化合物 | 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下 |
| (3) 有機燐化合物 | 1リットルにつき1ミリグラム以下 |
| (4) 鉛及びその化合物 | 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下 |
| (5) 六価クロム化合物 | 1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム以下 |
| (6) 砒素及びその化合物 | 1リットルにつき砒素0.1ミリグラム以下 |
| (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下 |
| (8) アルキル水銀化合物 | 検出されないこと。 |
| (9) ポリ塩化ビフェニル | 1リットルにつき0.003ミリグラム以下 |
| (10) トリクロロエチレン | 1リットルにつき0.1ミリグラム以下 |
| (11) テトラクロロエチレン | 1リットルにつき0.1ミリグラム以下 |
| (12) ジクロロメタン | 1リットルにつき0.2ミリグラム以下 |
| (13) 四塩化炭素 | 1リットルにつき0.02ミリグラム以下 |
| (14) 1,2-ジクロロエタン | 1リットルにつき0.04ミリグラム以下 |
| (15) 1,1-ジクロロエチレン | 1リットルにつき1ミリグラム以下 |
| (16) シス-1,2-ジクロロエチレン | 1リットルにつき0.4ミリグラム以下 |
| (17) 1,1,1-トリクロロエタン | 1リットルにつき3ミリグラム以下 |
| (18) 1,1,2-トリクロロエタン | 1リットルにつき0.06ミリグラム以下 |
| (19) 1,3-ジクロロプロペン | 1リットルにつき0.02ミリグラム以下 |

(20) テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下
(21) 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリ アジン(別名シマジン)	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下
(22) S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカル バマート(別名チオベンカルブ)	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
(23) ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
(24) セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム以下
(25) ほう素及びその化合物	河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては1リットルにつきほう素 10 ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては1リットルにつきほう素 230 ミリグラム以下
(26) ふつ素及びその化合物	河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては1リットルにつきふつ素 8 ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては1リットルにつきふつ素 15 ミリグラム以下
(27) 1,4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム以下
(28) フェノール類	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
(29) 銅及びその化合物	1 リットルにつき銅 3 ミリグラム以下
(30) 亜鉛及びその化合物	1 リットルにつき亜鉛 2 ミリグラム以下
(31) 鉄及びその化合物(溶解性)	1 リットルにつき鉄 10 ミリグラム以下
(32) マンガン及びその化合物(溶解性)	1 リットルにつきマンガン 10 ミリグラム以下
(33) クロム及びその化合物	1 リットルにつきクロム 2 ミリグラム以下
(34) ダイオキシン類	1 リットルにつき 10 ピコグラム以下

2 前項各号に定める数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

3 第1項第34号に定める数値は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより2・3・7・8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した数値とする。

4 水質汚濁防止法第3条第3項又はダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について第1項に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。

5 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該下水について第1項の基準(前項の規定が適用される場合にあつては、同項の基準)より緩やかな排水基準が適用されるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和 50 年京都府条例第 33 号）

（水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の排水基準にかえて適用すべき排水基準）

別表第 1

(1) 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類 及び 許容限度		許容限度	
		シアン化合物	有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)
区分			
既設 特定 事業場	排水量 500 立方メートル以上 2,000 立方メートル未満のもの	1 リットルにつき シアン 0.8 ミリグラム	1 リットルにつき 0.8 ミリグラム
	排水量 2,000 立方メートル以上 のもの	1 リットルにつき シアン 0.5 ミリグラム	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム
新設特定事業場			

備考 1 「新設特定事業場」とは、次の工場又は事業場をいう。

(1) 桂川上流水域、淀川・宇治川水域又は木津川水域に排水を排出する工場又は事業場で次のいずれかに該当するもの

ア 昭和 50 年 11 月 1 日以後に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による許可の申請又は水質汚濁防止法第 5 条の規定による届出がされた特定施設の設置により、新たに特定事業場となった工場又は事業場

イ、ウ 略

(2) 略

2 「既設特定事業場」とは、新設特定事業場以外の特定事業場をいう。

3 「排水量」とは、1 日の平均的な排水の量をいう。

4 略

(2) 有害物質以外のものに係る排水基準

（下水道終末処理施設と下水道整備地域に係る上乘せ項目部分のみを抜粋）

項目及び許容限度		許容限度	
		フェノール類含有量 [単位 1 リットルにつきミリグラム]	
区分			
既設特定 事業場	一般地域に所在するもの	下水道終末処理施設	1
	下水道整備地域に 所在するもの	すべての業種 及び施設	
新設特定事業場			

備考 1 「新設特定事業場」とは、次の工場又は事業場をいう。

(1) 桂川上流水域又は木津川水域に排水を排出する工場又は事業場で別表第 1 の (1) の表の備考の 1 の (1) のア、イ、又はウに該当するもの

(2) 淀川・宇治川水域に排水を排出する工場又は事業場で次のいずれかに該当するもの

ア 排水量が 50 立方メートル未満の工場又は事業場及び下水道終末処理施設又はし尿処理施設を設置する工場又は事業場で別表 1 の (1) の表の備考の 1 の (1) のア、イ又はウに該当するもの

イ アに掲げる工場又は事業場以外の工場又は事業場で次のいずれかに該当するもの

(ア) 昭和 46 年 6 月 24 日（旧公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和 33 年法律第 181 号）

第5条第2項の規定による水質基準の適用を受けていた工場又は事業場にあつては、昭和43年4月25日。以下同じ。)以後に瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による許可の申請又は水質汚濁防止法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により、新たに特定事業場となつた工場又は事業場

(イ)、(ウ) 略

(3) 略

2 「既設特定事業場」とは、新設特定事業場以外の特定事業場をいう。

3 略

4 「排水量」とは、1日の平均的な排出水の量をいう。

5、6 (略)

7 この表に掲げる排水基準は、排水量が30立方メートル()内略)以上の特定事業場に限り適用する。

8~10 略

下水道法施行令

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準)

第9条の5 法第12条の2第3項(法第25条の30第1項において準用する場合を含む。第9条の9第2号において同じ。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目(第6号又は第7号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令(同条第3項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。)により定められた窒素含有量又は磷含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)に排除される下水に係るものに限る。)に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

- | | |
|-------------------------------|--|
| (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 | 1 リットルにつき 380 ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に3.8を乗じて得た数値とする。 |
| (2) 水素イオン濃度 | 水素指数5を超え9未満 |
| (3) 生物学的酸素要求量 | 1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満 |
| (4) 浮遊物質 | 1 リットルにつき 600 ミリグラム未満 |
| (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | |
| イ 鉱油類含有量 | 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下 |
| ロ 動植物油脂類含有量 | 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下 |
| (6) 窒素含有量 | 1 リットルにつき 240 ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に2を乗じて得た数値とする。 |
| (7) 磷含有量 | 1 リットルにつき 32 ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に2を乗じて得た数値とする。 |

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第1号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる項目(同項第6号又は第7号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。)に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量とその処理施設(流域関連公共下水道にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設。以下この項及び第9条の11第2項において同じ。)で処理され

る汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の基準より厳しいものとするができる。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質 1リットルにつき300ミリグラム未満
- (5) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。
- (6) 燐含有量 1リットルにつき20ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。
- 3 特定事業場から排除される下水に係る第1項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準より厳しいものであつてはならない。
- (1) 第1項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合にあつては、同項第1号、第5号又は第6号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。
- (2) 第1項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合における同項第2号から第4号までに掲げる項目に係る水質にあつては、当該各号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。
- 4 第1項各号及び第2項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(適用除外)

第9条の6 法第12条の2第5項（法第25条の30第1項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 特定事業場から排除される前条第1項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る下水に関しては、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令（同条第3項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。）により定められた当該項目についての排水基準が適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての項目に係る下水を排除するとき。

- (2) 特定事業場から排除される前条第1項第2号から第5号までに掲げる項目に係る下水に関しては、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令により定められた当該項目についての排水基準が適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての項目に係る下水を排除するとき。
- (3) 水質汚濁防止法特定施設を設置しない特定事業場から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合
- (4) 一の施設が水質汚濁防止法特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。
- イ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた日から6月（次条第1号に掲げる施設である場合にあっては、1年）を経過したとき。
- ロ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場であるとき。
- ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき法第12条の2第5項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）。

（法第12条の2第6項の政令で定める施設）

第9条の7 法第12条の2第6項（法第25条の30第1項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の4から第66号の8まで、第68号の2及び第71号の3に掲げる施設
- (2) ダイオキシン類対策法特定施設

京都市公共下水道事業条例

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）

第11条 下水道法（以下「法」という。）第12条の2第3項の規定による特定事業場（同条第1項に規定する特定事業場をいう。）から排除される下水（排出量が1日につき1,000立方メートル以下のものを除く。）の水質の基準は、下水道法施行令（以下「令」という。）第9条の5第1項各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。

京都市特定環境保全公共下水道事業条例

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）

第10条 法第12条の2第3項の規定による特定事業場（同条第1項に規定する特定事業場をいう。）から排除される下水（排出量が1日につき1,000立方メートル以下のものを除く。）の水質の基準は、令第9条の5第1項各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。

特定施設の設置等の届出

下水道法

(特定施設の設置等の届出)

第 12 条の 3 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 特定施設から排出される汚水の処理の方法
- (7) 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項

2 一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、当該施設が特定施設となつた日から 30 日以内に、国土交通省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

3 特定施設の設置者は、前 2 項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなつたときは、その日から 30 日以内に、国土交通省令で定めるところにより、第 1 項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

下水道法施行規則

(特定施設の設置の届出)

第 8 条 法第 12 条の 3 第 1 項第 7 号(法第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。第 3 項第 4 号又及び第 5 号において同じ。)に排除される下水の量及び水質
- (2) 用水及び排水の系統

2 法第 12 条の 3 第 1 項(法第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。第 11 条において同じ。)の規定による届出は、別記様式第 6 による届出書によつてしなければならない。

3 前項の届出書の記載については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 特定施設の種類については、水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)別表第 1 及びダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成 11 年政令第 433 号)別表第 2 に掲げる号番号及び施設の名称を記載すること。

- (2) 特定施設の構造については、次に掲げる事項を記載すること。

イ 特定施設の型式、構造、主要寸法及び能力並びに当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置

ロ 特定施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに特定施設の使用開始の予定年月日

ハ その他特定施設の構造について参考となるべき事項

- (3) 特定施設の使用の方法については、次に掲げる事項を記載すること。

イ 特定施設の設置場所

ロ 特定施設を含む操業の系統

- ハ 特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要
 - ニ 特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び一日当たりの使用量
 - ホ 特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水の水質（当該特定事業場から排除される下水に係る水質の基準が定められた事項に限る。以下この条において同じ。）の通常値及び最大の値並びに当該汚水の通常量及び最大量
 - ヘ その他特定施設の使用の方法について参考となるべき事項
- (4) 汚水の処理の方法については、次に掲げる事項を記載すること。
- イ 汚水の処理施設の設置場所
 - ロ 汚水の処理施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに使用開始の予定年月日
 - ハ 汚水の処理施設の種類、型式、構造、主要寸法及び能力並びに汚水の処理の方式
 - ニ 汚水の処理の系統
 - ホ 汚水の集水及び汚水の処理施設までの導水の方法
 - ヘ 汚水の処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要
 - ト 汚水の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の一日当たりの用途別使用量
 - チ 汚水の処理施設の使用時における当該汚水の処理施設による処理前及び処理後の汚水の水質の通常値及び最大の値並びに当該汚水の通常量及び最大量
 - リ 汚水の処理によつて生ずる残さの種類及び一月間の種類別生成量並びにその処理の方法の概要
 - ヌ 汚水を公共下水道又は流域下水道へ排除する方法（排出口の位置及び数並びに排出先を含む。）
 - ル その他汚水の処理の方法について参考となるべき事項
- (5) 公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質については、次に掲げる事項を記載すること。
- イ 公共下水道又は流域下水道への排出口における下水の通常量及び最大量並びに当該下水の水質の通常値及び最大の値
 - ロ その他公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質について参考となるべき事項
- (6) 用水及び排水の系統については、当該特定事業場における系統について記載し、用途別用水量を付記すること。

(特定施設の使用の届出)

第9条 法第12条の3第2項及び第3項（法第25条の30第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第7による届出書によつてしなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。

下水道法

(特定施設の構造等の変更の届出)

第12条の4 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第1項第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

下水道法施行規則

(特定施設の構造等の変更の届出)

第10条 法第12条の4（法第25条の30第1項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第8による届出書によつてしなければならない。

2 第8条第3項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。

(受理書)

第 11 条 公共下水道管理者又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。）の管理者は、法第 12 条の 3 第 1 項又は法第 12 条の 4 の規定による届出を受理したときは、別記様式第 9 による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

下水道法

(計画変更命令)

第 12 条の 5 公共下水道管理者は、第 12 条の 3 第 1 項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第 12 条の 2 第 1 項の政令で定める基準又は同条第 3 項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第 12 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第 12 条の 6 第 12 条の 3 第 1 項又は第 12 条の 4 の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法を変更してはならない。

2 公共下水道管理者は、第 12 条の 3 第 1 項又は第 12 条の 4 の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

下水道法

(氏名の変更等の届出)

第 12 条の 7 第 12 条の 3 の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があつたとき、又は特定施設の使用を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

下水道法施行規則

(氏名の変更等の届出)

第 12 条 法第 12 条の 7（法第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第 12 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号（法第 25 条の 30 第 1 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第 10 による届出書によつて、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記様式第 11 による届出書によつてしなければならない。

下水道法

(承継)

第 12 条の 8 第 12 条の 3 の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第 12 条の 3 の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により第 12 条の 3 の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から 30 日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

下水道法施行規則

(承継の届出)

第13条 法第12条の8第3項(法第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第12による届出書によつてしなければならない。

(届出書の提出部数)

第14条 法第12条の3、第12条の4、第12条の7又は第12条の8第3項の規定による届出は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する公共下水道の管理者に対して行うときは、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

水質事故

下水道法

(事故時の措置)

第12条の9 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

下水道法施行令

(事故時の措置を要する物質又は油)

第9条の8 法第12条の9第1項(法第25条の30第1項において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第3条の4各号に掲げる油とする。

水質汚濁防止法施行令

(カドミウム等の物質)

第2条 法第2条第2項第1号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機リン化合物
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 六価クロム化合物
- (6) 砒素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1,2-ジクロロエタン
- (14) 1,1-ジクロロエチレン
- (15) 1,2-ジクロロエチレン
- (16) 1,1,1-トリクロロエタン
- (17) 1,1,2-トリクロロエタン
- (18) 1,3-ジクロロプロペン
- (19) テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
- (20) 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)
- (21) S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふっ素及びその化合物
- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- (27) 塩化ビニルモノマー
- (28) 1,4-ジオキサン

(油)

第3条の4 法第2条第5項の政令で定める油は、次に掲げる油とする。

- (1) 原油
- (2) 重油
- (3) 潤滑油
- (4) 軽油
- (5) 灯油
- (6) 揮発油
- (7) 動植物油

下水道法施行令

(事故時の措置の規定が適用されない場合)

第9条の9 法第12条の9第1項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第2条第1号から第25号まで若しくは第28号に掲げる物質(同条第15号に掲げる物質にあつては、シス-1,2-ジクロロエチレンに限る。)又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)に流入した場合において、当該下水の水質が法第12条の2第1項に規定する政令で定める基準に適合するとき。
- (2) 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第2条第26号に掲げる物質又は同令第3条の4各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第12条の2第3項の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。
- (3) 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第2条第1号から第25号まで若しくは第28号に掲げる物質(同条第15号に掲げる物質にあつては、シス-1,2-ジクロロエチレンに限る。)又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

下水道法

(流域下水道管理者への通知)

第12条の10 流域関連公共下水道の管理者は、第12条の3、第12条の4、第12条の7又は第12条の8第3項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、第12条の5の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道(第2条第4号ロに該当する流域下水道(以下「雨水流域下水道」という。)を除く。次項において同じ。)の管理者に通知しなければならない。

- 2 流域関連公共下水道の管理者は、前条第1項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、同条第2項の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、速やかに、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければならない。

除害施設の設置

下水道法

(除害施設の設置等)

- 第 12 条** 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。
- 2 前項の条例は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

下水道法施行令

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

- 第 9 条** 法第 12 条第 1 項（法第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。
- | | |
|---------------------|----------------------------|
| (1) 温度 | 45 度以上であるもの |
| (2) 水素イオン濃度 | 水素指数 5 以下又は 9 以上であるもの |
| (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | |
| イ 鉱油類含有量 | 1 リットルにつき 5 ミリグラムを超えるもの |
| ロ 動植物油脂類含有量 | 1 リットルにつき 30 ミリグラムを超えるもの |
| (4) 沃素消費量 | 1 リットルにつき 220 ミリグラム以上であるもの |
- 2 前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

下水道法

(除害施設の設置等)

- 第 12 条の 11** 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水（第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。
- (1) その水質が第 12 条の 2 第 2 項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水
- (2) その水質（第 12 条の 2 第 2 項の政令で定める物質に係るものを除く。）が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水
- 2 第 12 条の 2 第 4 項の規定は、前項の条例について準用する。

下水道法施行令

(除害施設の設置等に係る下水の水質の基準)

- 第 9 条の 10** 法第 12 条の 11 第 1 項第 1 号（法第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。
- | | |
|--|--|
| (1) ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）からの放流水について水質排出基準が定められている場合 | 第 9 条の 4 第 1 項各号に規定する基準（同条 4 項に規定する場合においては、同項に規定する基準） |
| (2) 条例の規定により、公共下水道又は流域下水道からの放流水についてダイオキシン類に係る排水基準が定められている場合 | 第 9 条の 4 第 1 項第 1 号から第 33 号までに規定する基準（同条第 4 項に規定する場合においては、同項に規定する基準）及び当該条例に規定する基準 |

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合

第9条の4第1項第1号から第33号までに規定する基準（同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準）

（除害施設の設置等に関する条例の基準）

第9条の11 法第12条の11第1項第2号の規定による条例は、次の各号に掲げる項目（第4号又は第5号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は磷含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に排除される下水に係るものに限る。）又は物質に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

- (1) 第9条第1項第1号に掲げる項目 45度未満
 - (2) 第9条の5第1項第1号から第4号までに掲げる項目 それぞれ当該各号に定める数値
 - (3) 第9条の5第1項第5号に掲げる項目 同号に定める数値。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について同号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合にあつては、その数値とする。
 - (4) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に2を乗じて得た数値とする。
 - (5) 磷含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に2を乗じて得た数値とする。
 - (6) 第9条の4第1項各号に掲げる物質以外の物質又は第9条第1項第1号に掲げる項目及び第9条の5第1項各号に掲げる項目以外の項目で、条例により当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第9条の5第1項第3号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値
- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる項目（同項第4号又は第5号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。）に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、同項の基準より厳しいものとする。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。
- (1) 温度 40度未満
 - (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。

- (3) 水素イオン濃度 水素指数 5.7 を超え 8.7 未満
 - (4) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 300 ミリグラム未満
 - (5) 浮遊物質 1 リットルにつき 300 ミリグラム未満
 - (6) 窒素含有量 1 リットルにつき 150 ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に 1.25 を乗じて得た数値とする。
 - (7) 燐含有量 1 リットルにつき 20 ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道の場合にあつては、当該排水基準に係る数値に 1.25 を乗じて得た数値とする。
- 3 第 1 項第 1 号、第 4 号及び第 5 号並びに前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

京都府環境を守り育てる条例施行規則

(横出し項目に係る条例の基準)

別表第 4 の 4 汚水に係る規制基準

(その 2) (下水道終末処理施設に係る横出し項目部分のみを抜粋)

区分		項目	許容限度	
			ニッケル含有量 [単位 1 リットルにつきミリグラム]	
				すべての区域
既設特定 工場等	一般地域に所在するもの	排水量 50 立方 メートル以上	2	
	下水道整備地域に所在するもの			
新設特定工場等				

備考 略

京都市公共下水道事業条例

(除害施設の設置等)

第 11 条の 2 次の各号に掲げる下水（水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道に排除する者は、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 令第 9 条第 1 項各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に掲げる水質の下水
- (2) 令第 9 条の 10 各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準に適合しない水質の下水
- (3) 令第 9 条の 11 第 1 項各号に掲げる項目又は物質に関し、それぞれ当該各号に掲げる水質に適合しない水質の下水（第 1 号に掲げる下水を除く。）

2 前項の規定は、同項に規定する下水のうち管理者が定めるものについては、適用しない。

3 第 1 項に規定する下水を継続して公共下水道に排除する者は、同項の規定により除害施設を設け、又は必要な措置をしようとするときは、管理者の定めるところにより、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

京都市公共下水道事業条例施行規程

(除害施設の設置等を要しない下水)

第 7 条 条例第 11 条の 2 第 2 項に規定する管理者が定める下水は、次の各号に掲げる水質の下水であつて、その排出量が 1 日につき 200 立方メートル以下のものとする。

- | | |
|-------------------------------|---|
| (1) 温度 | 45 度以上 |
| (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 | 1 リットルにつき 380 ミリグラム以上 1,200 ミリグラム以下 |
| (3) 水素イオン濃度 | 水素指数 9 以上 |
| (4) 生物化学的酸素要求量 | 1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム以上 3,000 ミリグラム以下 |
| (5) 浮遊物質量 | 1 リットルにつき 600 ミリグラム以上 3,000 ミリグラム以下 |
| (6) よう素消費量 | 1 リットルにつき 220 ミリグラム以上 |
| (7) 窒素含有量 | 1 リットルにつき 240 ミリグラム以上 1,200 ミリグラム以下 |
| (8) りん含有量 | 1 リットルにつき 32 ミリグラム以上 160 ミリグラム以下 |
- 2 前項に規定するもののほか、条例第 11 条の 2 第 2 項に規定する管理者が定める下水は、同条第 1 項第 3 号に規定する下水のうち、令第 9 条の 11 第 1 項第 3 号ただし書の規定に該当する水質の下水とする。

京都市公共下水道事業条例施行規程

(除害施設の設置等の計画の届出)

第 8 条 条例第 11 条の 2 第 3 項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項（第 1 号に規定する事項のみを変更しようとする場合は、同号に限る。）を記載した書面に管理者が必要と認める書類を添えて行うものとする。ただし、下水道法第 12 条の 3 各項、同法第 12 条の 4、同法第 12 条の 7 又は同法第 12 条の 8 第 3 項の規定による届出を行った場合は、当該届出により、条例第 11 条の 2 第 3 項の規定による届出を行ったものとみなす。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 届出に係る除害施設の概要及び設置場所又は条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する必要な措置の概要
- (3) 条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する下水の水質及び 1 日の最大排出量
- (4) 除害施設を設け、又は条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する必要な措置を講じた後に公共下水道に排除する下水の推定される水質

京都市特定環境保全公共下水道事業条例

(除害施設の設置等)

第 11 条 次に掲げる下水(水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して特定環境保全公共下水道に排除する者は、下水による障害を除去するために必要な施設(以下「除害施設」という。)を設け、又は必要な措置を講じなければならない。

- (1) 令第 9 条第 1 項各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に掲げる水質の下水
- (2) 令第 9 条の 10 各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準に適合しない水質の下水
- (3) 令第 9 条の 11 第 1 項各号に掲げる項目又は物質に関し、それぞれ当該各号に掲げる水質に適合しない水質の下水(第 1 号に掲げる下水を除く。)

2 前項の規定は、同項の下水のうち管理者が定めるものについては、適用しない。

3 第 1 項の下水を継続して特定環境保全公共下水道に排除する者は、同項の規定により除害施設を設け、又は必要な措置を講じようとするときは、あらかじめ、管理者が定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程

(除害施設の設置等を要しない下水)

第 11 条 条例第 11 条第 2 項に規定する管理者が定める下水は、次の各号に掲げる水質の下水であって、その排出量が 1 日につき 200 立方メートル以下のものとする。

- (1) 温度 45 度以上
 - (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1 リットルにつき 380 ミリグラム以上 1,200 ミリグラム以下
 - (3) 水素イオン濃度 水素指数 9 以上
 - (4) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム以上 3,000 ミリグラム以下
 - (5) 浮遊物質量 1 リットルにつき 600 ミリグラム以上 3,000 ミリグラム以下
 - (6) 沃素消費量 1 リットルにつき 220 ミリグラム以上
 - (7) 窒素含有量 1 リットルにつき 240 ミリグラム以上 1,200 ミリグラム以下
 - (8) りん含有量 1 リットルにつき 32 ミリグラム以上 160 ミリグラム以下
- 2 前項に規定するもののほか、条例第 11 条第 2 項に規定する管理者が定める下水は、条例第 11 条第 1 項第 3 号に規定する下水のうち、令第 9 条の 11 第 1 項第 3 号ただし書の規定に該当する水質の下水とする。

(除害施設の設置等の計画の届出)

第 12 条 条例第 11 条第 3 項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項（第 1 号に規定する事項のみを変更しようとする場合は、同号に限る。）を記載した書面に、管理者が必要と認める書類を添えて行うものとする。ただし、下水道法第 12 条の 3、第 12 条の 4、第 12 条の 7 又は第 12 条の 8 の規定による届出を行った場合は、当該届出により、条例第 11 条第 3 項の規定による届出を行ったものとみなすことができる。

- (1) 届出者の住所及び氏名又は名称
- (2) 届出に係る除害施設の概要及び設置場所又は条例第 11 条第 1 項に規定する必要な措置の内容
- (3) 条例第 11 条第 1 項に規定する下水の水質及び 1 日の最大排出量
- (4) 除害施設を設け、又は条例第 11 条第 1 項に規定する必要な措置を講じた後に特定環境保全公共下水道に排除する下水の推定される水質

水質の測定義務

下水道法

(水質の測定義務等)

第 12 条の 12 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

下水道法施行規則

(水質の測定等)

第 15 条 法第 12 条の 12（法第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省建設省令第 1 号）に規定する検定の方法により行うこと。
- (2) 前号の測定は、温度又は水素イオン濃度については排水の期間中 1 日 1 回以上、生物化学的酸素要求量については 14 日を超えない排水の期間ごとに 1 回以上、ダイオキシン類については 1 年を超えない排水の期間ごとに 1 回以上、その他の測定項目については 7 日を超えない排水の期間ごとに 1 回以上行うこと。ただし、公共下水道管理者又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この号及び第 4 号において同じ。）の管理者は、公共下水道又は流域下水道の終末処理場の能力、排水の量又は水質等を勘案してダイオキシン類以外の測定項目の測定の回数につき、別の定めをすることができる。
- (3) 第 1 号の測定のための試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取しなければならない。

- (4) 第1号の測定は、公共下水道又は流域下水道への排出口ごとに、公共下水道又は流域下水道に流入する直前で、公共下水道又は流域下水道による影響の及ばない地点で行うこと。
- (5) 前各号の測定の結果は、別記様式第13による水質測定記録表により記録し、その記録を5年間保存すること。

立入検査

下水道法

(排水設備等の検査)

第13条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

下水道法施行規則

(証明書の様式)

第16条 法第13条第2項(法第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の証明書の様式は、別記様式第14とする。

汚濁原因者負担金

下水道法

(汚濁原因者負担金)

第18条の2 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第62条第1項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者(過去の設置者を含む。)に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

下水道法施行令

(汚濁原因者負担金の額)

第10条の2 法第18条の2(法第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の規定により特定施設の設置者(過去の設置者を含む。以下この条において同じ。)に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、すべての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする。

排水設備の設置

下水道法

(排水設備の設置等)

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りではない。

- (1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
- (2) 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者
- (3) 道路（道路法（昭和27年法律第180号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2 略

3 第1項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

建築基準法

(敷地の衛生及び安全)

第19条 1～2 略

3 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。

4 略

準用規定

下水道法

(準用規定)

第 25 条の 30 第 7 条から第 8 条まで、第 11 条の 2、第 12 条から第 12 条の 9 まで、第 12 条の 11 から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条の 2 まで、第 21 条から第 23 条の 2 まで及び第 25 条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。この場合において、第 13 条第 1 項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設又は」と、第 18 条の 2 中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

2 第 7 条から第 8 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条第 1 項、第 22 条から第 23 条の 2 まで及び第 25 条の規定は、雨水流域下水道について準用する。

改善命令等

下水道法

(改善命令等)

第 37 条の 2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第 12 条の 2 第 1 項（第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準又は第 12 条の 2 第 3 項（第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第 12 条の 2 第 6 項本文（第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。

公共下水道管理者の監督権

下水道法

(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)

第 38 条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) この法律（第 11 条の 3 第 1 項及び第 12 条の 9 第 1 項（第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者
- (2) この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者

2～6 略

参考

「下水道法第 38 条第 1 項の規定の解釈について」

(昭和 46 年 11 月 17 日付東京都下水道局総務部長宛建設省都市局下水道部長回答)

法第 38 条第 1 項本文に規定する「行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置」については、公共下水道の施設の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水の水質を法第 8 条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度において、下水の排除の一時停止を命ずることを含むものと解してさしつかえない。

報告の徴収

下水道法

(報告の徴収)

第 39 条の 2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）を適正に管理するため必要な限度において、継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設の設置者から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴することができる。

下水道法施行令

(報告の徴収のできる下水の水質等)

第 25 条 法第 39 条の 2 に規定する政令で定める水質は、第 9 条第 1 項第 4 号に該当する水質又は第 9 条の 10 若しくは第 9 条の 11 第 1 項第 3 号若しくは第 6 号若しくは第 2 項第 1 号、第 2 号（ただし書を除く。以下この項において同じ。）若しくは第 3 号から第 5 号までに定める基準（法第 12 条の 11 第 1 項第 2 号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）の管理者が条例で第 9 条の 11 第 2 項第 2 号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

2 水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の規定による環境省令により、又は同条第 3 項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は磷含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用する場合については、法第 39 条の 2 に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第 9 条の 11 第 2 項第 6 号又は第 7 号に掲げる項目に関して同項第 6 号（ただし書を除く。）又は第 7 号（ただし書を除く。）に定める基準（法第 12 条の 11 第 1 項第 2 号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

3 法第 39 条の 2 に規定する政令で定める者は、特定施設の設置者以外の者とする。

罰 則

下水道法

第 44 条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、5 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 略

第 45 条 第 12 条の 5（第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）若しくは第 37 条の 2 の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第 38 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項（第 25 条の 30 第 1 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (2) 第 12 条の 9 第 2 項（第 25 条の 30 第 1 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

2 過失により前項第 1 号の罪を犯した者は、3 月以下の禁錮又は 20 万円以下の罰金に処する。

第 47 条の 2 第 12 条の 3 第 1 項又は第 12 条の 4（第 25 条の 30 第 1 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金に処する。

第 49 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 11 条の 2 又は第 12 条の 3 第 2 項若しくは第 3 項（第 25 条の 30 第 1 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 12 条の 6 第 1 項（第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (3) 第 12 条の 12（第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
- (4) 第 13 条第 1 項（第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (5) 第 39 条の 2 の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第 50 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 45 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 51 条 第 12 条の 7 又は第 12 条の 8 第 3 項（第 25 条の 30 第 1 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の過料に処する。

附 則

下水道法 附則

附則（下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律 昭和 51 年 5 月 25 日法律第 29 号）
（施行期日）

第 1 条 この法律中、第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条、次条及び附則第 3 条の規定は公布の日から起算して 1 年を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（下水道法の一部改正に伴う経過措置）

- 第 2 条** 第 2 条の規定の施行の際現に水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設（第 2 条の規定による改正後の下水道法（以下「新法」という。）第 12 条の 2 第 1 項の政令で定めるものを除き、以下単に「特定施設」という。）を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）が当該特定施設を設置している工場又は事業場から公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。次項において同じ。）又は流域下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）に排除する下水については、第 2 条の規定の施行後 6 月間（当該特定施設が政令で定める施設である場合にあつては、1 年間）は、新法第 12 条の 2 第 1 項及び第 5 項（新法第 25 条の 10 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第 37 条の 3 の規定は適用せず、その者については、新法第 12 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、その者に適用されている他の法律又は地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき新法第 12 条の 2 第 1 項及び第 5 項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。
- 2 第 2 条の規定の施行の際現に特定施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）で当該特定施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、同条の規定の施行の日から 30 日以内に、新法第 12 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者については、新法第 12 条の 3 第 3 項の規定は、適用しない。
- 4 第 2 項の規定による届出をした者は、新法第 12 条の 4、第 12 条の 5（新法第 12 条の 4 の規定による届出に係る部分に限る。）及び第 12 条の 6（新法第 12 条の 4 の規定による届出に係る部分に限る。）から第 12 条の 9 までの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）の適用については、新法第 12 条の 3 の規定による届出をした者とみなす。
- 5 前 3 項の規定は、流域下水道について準用する。
- 6 第 2 項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の罰金に処する。
- 7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。
- 8 第 2 条の規定の施行前にした行為及び第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る第 2 条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

下水道法施行令 附則

附則（下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

昭和 51 年 12 月 21 日政令第 320 号）

（施行期日）

- 1 この政令は、下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）第 2 条、附則第 2 条及び附則第 3 条の規定の施行の日（昭和 52 年 5 月 1 日）から施行する。

（一部改正法附則第 2 条第 1 項の政令で定める施設）

- 2 一部改正法附則第 2 条第 1 項の政令で定める施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 に掲げる施設（下水道法第 12 条の 2 第 1 項の政令で定める施設に該当するものを除く。）とする。

京都市公共下水道事業条例 附則

附則（昭和 52 年 3 月 24 日条例第 51 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 52 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律（昭和 51 年法律第 29 号）附則第 2 条第 1 項本文に規定する下水を公共下水道に排除している者については、この条例の施行後 6 月間（その下水が下水道法施行令の一部を改正する政令（昭和 51 年政令第 320 号）附則第 2 項に規定する施設を設置する工場または事業場から排除されるものにあつては、1 年間）は、この条例による改正後の京都市公共下水道事業条例第 11 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成 12 年 3 月 23 日条例第 57 号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 13 年 1 月 15 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の京都市公共下水道事業条例の規定は、平成 12 年 1 月 15 日から適用する。

京都市公共下水道事業条例施行規程 附則

附則（昭和 52 年 3 月 24 日上下水道事業管理規程第 21 号）

（施行期日）

この規程は、昭和 52 年 5 月 1 日から施行する。

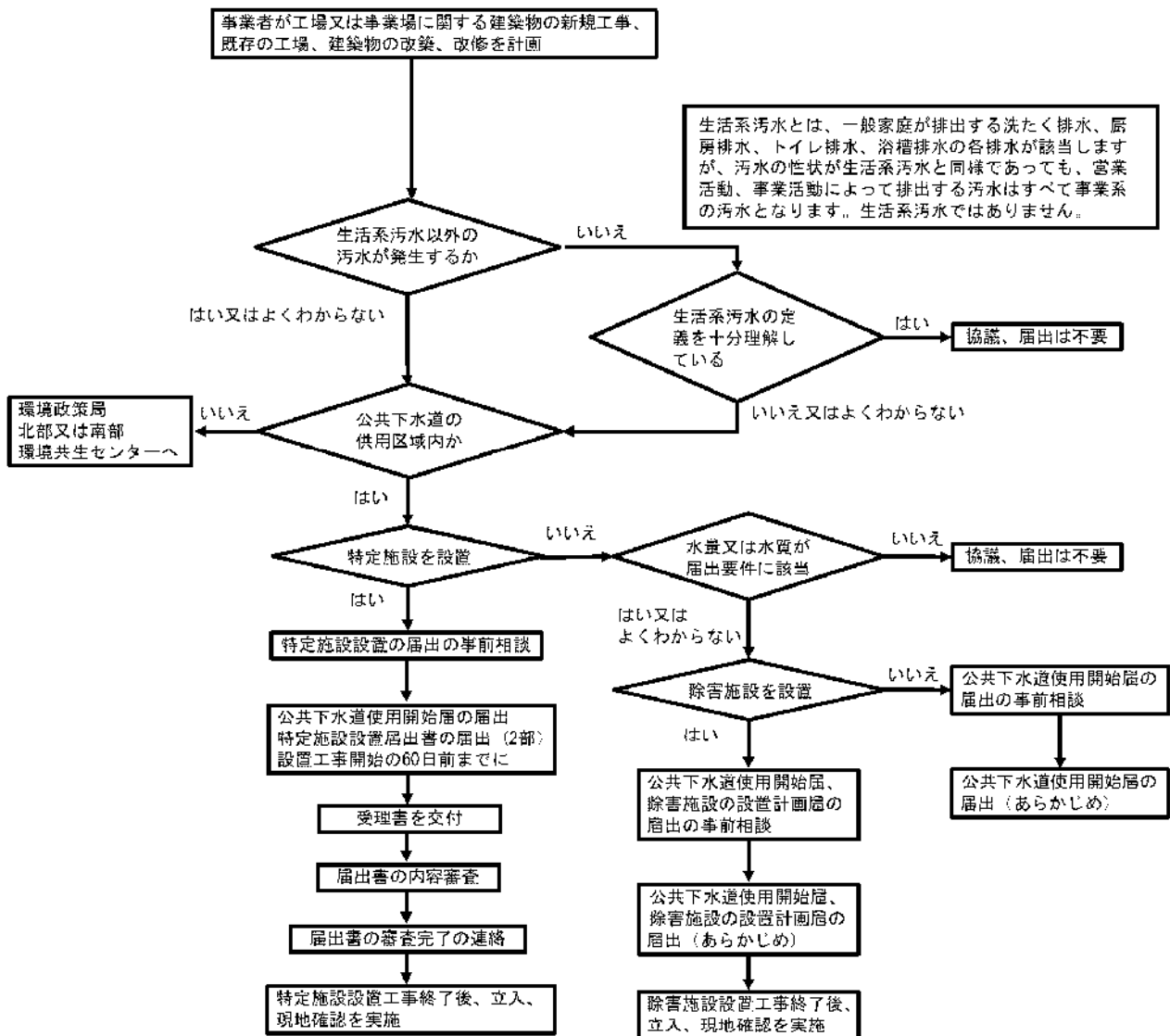
京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程 附則

附 則（平成 29 年 3 月 31 日上下水道局管理規程第 21 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
（処分、手続等の効力に関する経過措置）
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の京都市特定環境保全公共下水道条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされたものとみなす。

下水道法に基づく特定施設の設置、除害施設設置に係る届出フロー

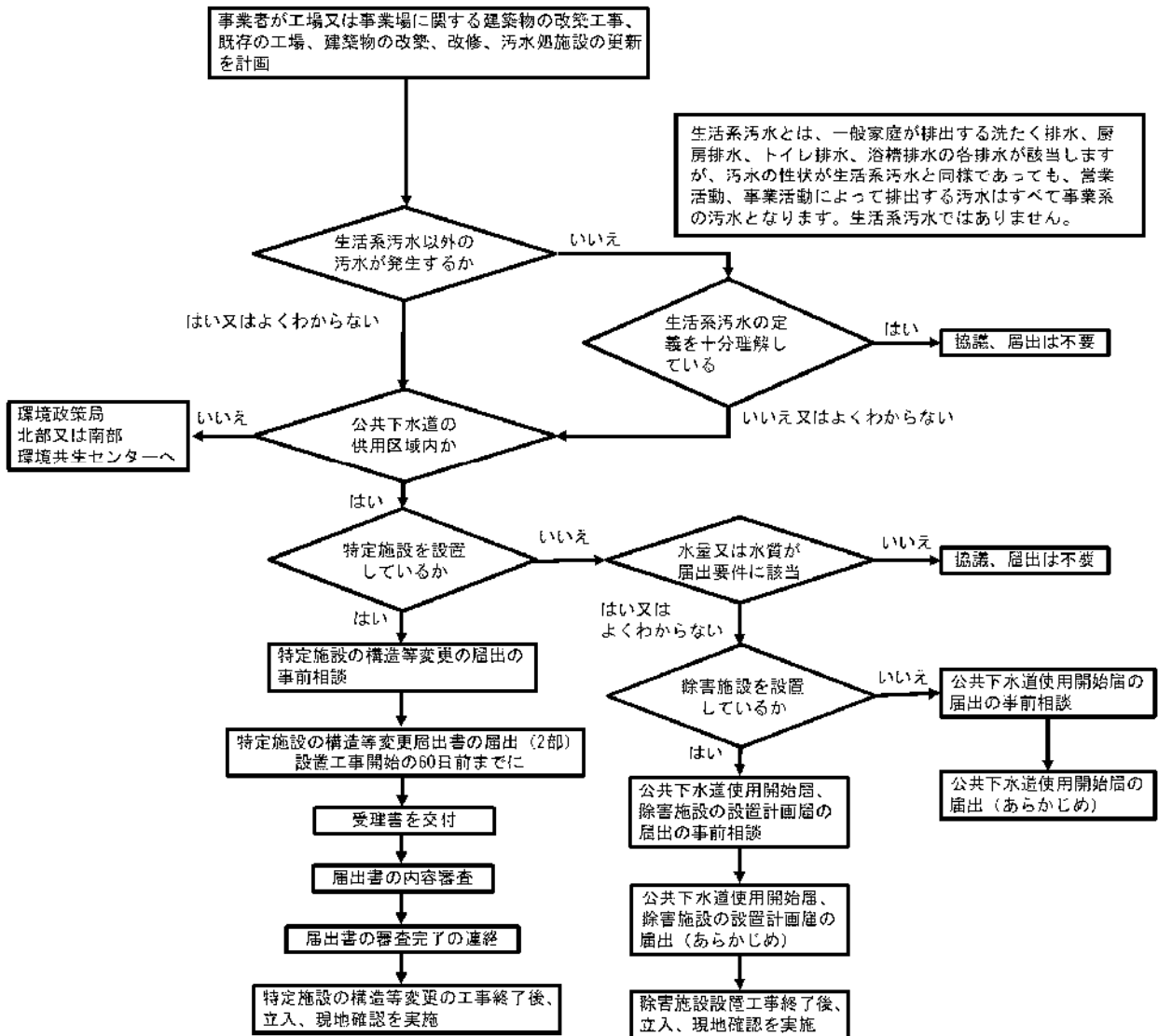


特定施設に該当する設備を含む製造設備、生産設備など、各種機器の設置は、建築物内では器具設置工事に該当するケースが多く、建築確認申請の時期に合わせた協議では十分な協議を行うことができませんので、建築確認申請前で、建築物の建築計画の立案段階で京都市上下水道局下水道部施設課水質指導担当と協議をしてください。

建築工事で、流し台、洗面所、浴槽など、建築機械設備工事で設置する建築設備がありますが、業態によっては流し台、洗面所、浴槽なども下水道法上の特定施設に該当することがあります。設置する建築設備が該当するかどうか、わからない場合は、京都市上下水道局下水道部施設課水質指導担当に確認してください。
業態によっては該当する例
例1 流し台
病院、大学等の教育機関、研究所など
例2 浴槽
病院、入浴施設（入浴施設については問い合わせてください。）
例3 洗たく機
洗たく業、ホテルなどの旅館業（ホテルなどの旅館業については問い合わせてください。）

特定施設を設置する建築物から発生する汚水の処理施設、特定施設を設置しない建築物から発生する汚水を処理する除害施設の設置は、建築物内では器具設置工事に該当するケースが多く、建築確認申請の時期に合わせた協議では十分な協議を行うことができませんので、建築確認申請前の建築物の建築計画の立案段階で京都市上下水道局下水道部施設課水質指導担当と協議をしてください。

下水道法に基づく特定施設の構造等の変更、除害施設の更新に係る届出フロー



特定施設に該当する設備を含む製造設備、生産設備など、各種機器の設置は、建築物内では器具設置工事に該当する場合がありますが、建築確認申請など他の法令等の届出の時期に合わせた協議では十分な協議を行うことができませんので、建築物の建築計画の立案段階、設備計画の立案段階で京都市上下水道局下水道部施設課水質指導担当と協議をしてください。

建築工事では、流し台、洗面所、浴槽など、建築機械設備工事で設置する建築設備がありますが、業態によっては流し台、洗面所、浴槽なども下水道法上の特定施設に該当することがあります。設置する建築設備が該当するかどうか、わからない場合は、京都市上下水道局下水道部施設課水質指導担当に確認してください。

業態によっては該当する例

例1 流し台

病院、大学等の教育機関、研究所など

例2 浴槽

病院、入浴施設（入浴施設については問い合わせてください。）

例3 洗たく機

洗たく業、ホテルなどの旅館業（ホテルなどの旅館業については問い合わせてください。）

特定施設を設置する建築物から発生する汚水の処理施設、特定施設を設置しない建築物から発生する汚水処理する除害施設の更新工事は建築物内では器具設置工事に該当する場合がありますが、建築確認申請など他の法令等の届出の時期に合わせた協議では十分な協議を行うことができませんので、建築物の建築計画の立案段階、設備計画の立案段階で京都市上下水道局下水道部施設課水質指導担当と協議をしてください。

建築基準法

(用語の定義)

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。
- (2) 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。
- (3) 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。
- (4) 居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。
- (5)～(11) 略
- (12) 設計図書 建築物、その敷地又は第 88 条第 1 項から第 3 項までに規定する工作物に関する工事用の図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。
- (13) 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。
- (14) 大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。
- (15) 大規模の模様替 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。
- (16) 建築主 建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- (17) 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第 20 条の 2 第 3 項又は第 20 条の 3 第 3 項の規定により建築物が構造関係規定（同法第 20 条の 2 第 2 項に規定する構造関係規定をいう。第 5 条の 6 第 2 項及び第 6 条第 3 項第 2 号において同じ。）又は設備関係規定（同法第 20 条の 3 第 2 項に規定する設備関係規定をいう。第 5 条の 6 第 3 項及び第 6 条第 3 項第 3 号において同じ。）に適合することを確認した構造設計一級建築士（同法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士をいう。第 5 条の 6 第 2 項及び第 6 条第 3 項第 2 号において同じ。）又は設備設計一級建築士（同法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士をいう。第 5 条の 6 第 3 項及び第 6 条第 3 項第 3 号において同じ。）を含むものとする。
- (18) 工事施工者 建築物、その敷地若しくは第 88 条第 1 項から第 3 項までに規定する工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者をいう。
- (19)～(34) 略
- (35) 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第6条 建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

(1) 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

(2) 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの

(3) 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの

(4) 前3号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。

3 略

4 建築主事は、第1項の申請書を受理した場合においては、同項第1号から第3号までに係るものにあつてはその受理した日から35日以内に、同項第4号に係るものにあつてはその受理した日から7日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

5～7 略

別表第一 略

建築基準法施行令

(建築基準関係規定)

第9条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

(1)～(7) 略

(8) 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項及び第3項、第25条の2並びに第30条第1項

(12)～(15) 略

建築基準法

(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例)

第 18 条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地については、第 6 条から第 7 条の 6 まで、第 9 条から第 10 条まで及び第 90 条の 2 の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第 25 項までの規定に定めるところによる。

2 第 6 条第 1 項の規定によつて建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては、当該国の機関の長等は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知しなければならない。

3 建築主事は、前項の通知を受けた場合においては、第 6 条第 4 項に定める期間内に、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定（第 6 条の 4 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第 3 号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定。以下この項及び第 14 項において同じ。）に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付しなければならない。

4～13 略

14 建築主事は、第 3 項の場合において、第 2 項の通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第 3 項の期間（前項の規定により第 3 項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。

15 第 2 項の通知に係る建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、第 3 項の確認済証の交付を受けた後でなければすることができない。

16 国の機関の長等は、当該工事を完了した場合においては、その旨を、工事が完了した日から 4 日以内に到達するように、建築主事に通知しなければならない。

17 建築主事が前項の規定による通知を受けた場合においては、建築主事等は、その通知を受けた日から 7 日以内に、その通知に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定（第 7 条の 5 に規定する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事について通知を受けた場合にあつては、第 6 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定。以下この条において同じ。）に適合しているかどうかを検査しなければならない。

18～25 略

都市計画法

(定義)

第 4 条 第 1 項～第 4 項 略

5 この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第 11 条第 1 項各号に掲げる施設をいう。

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第 11 条第 1 項各号に掲げる施設をいう。

第 7 項～第 16 項 略

(都市施設)

第 11 条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

(1)、(2) 略

- (3) 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
 - (4) 略
 - (5) 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
 - (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
 - (7) 市場、と畜場又は火葬場
 - (8) 略
 - (9) 一団地の官公庁施設（一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）
 - (10)～(14) 略
- 2 都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとするとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

第3項～第6項 略

（公共施設の管理者の同意等）

- 第32条** 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。
- 2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。
 - 3 前2項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前2項の協議を行うものとする。

2 特別汚水の水質の認定関係

汚水排出量の認定

京都市公共下水道事業条例

(汚水排出量の認定等)

第17条 水道の水に係る汚水(以下「水道汚水」という。)は、水道事業条例第16条第1項の規定により決定した水道の水に係る使用水量をもってその汚水排出量とみなす。

2 井戸汚水等(水道汚水及び手動式井戸の水に係る汚水以外の汚水をいう。以下同じ。)は、水道の水及び手動式井戸の水以外の水に係る使用水量(揚水量を含む。)をもってその汚水排出量とみなす。

3 前項に規定する使用水量は、次条第1項の計測のための装置その他の方法により管理者が認定する。

4 第1項または第2項に規定する使用水量のうち氷雪もしくは氷菓の製造、醸造またはコンクリート打設その他の公共下水道に排除されないこととなる目的に使用した水量があるときは、その旨を管理者に申告することができる。この場合において、管理者は、その事実が証明されたときは、第1項または第2項の規定にかかわらず、第1項または第2項に規定する使用水量と異なる汚水排出量を認定することができる。

5 管理者は、2月(定例日の属する月の前前月の定例日の翌日から当該定例日までの期間をいう。以下同じ。)の汚水排出量の認定を行なうことができる。

(計測のための装置の設置等)

第18条 水道の水及び手動式井戸の水以外の水に係る使用水量を認定するため、管理者は、計測のための装置を設置することができる。この場合において、使用者は、当該装置の設置を拒んではならない。

2 使用者は、前項の規定により設置した装置を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

京都市特定環境保全公共下水道事業条例

(汚水排出量の認定等)

第21条 水道の水に係る汚水(以下「水道汚水」という。)は、水道事業条例第16条第1項の規定により決定した水道の水に係る使用水量をもってその汚水排出量とみなす。

2 井戸汚水等(水道汚水及び手動式井戸の水に係る汚水以外の汚水をいう。以下同じ。)は、水道の水及び手動式井戸の水以外の水に係る使用水量(揚水量を含む。)をもってその汚水排出量とみなす。

3 前項の使用水量は、次条第1項の計測のための装置その他の方法により管理者が認定する。

4 使用者は、第1項又は第2項の使用水量のうち氷雪若しくは氷菓の製造、醸造又はコンクリートの打設その他の特定環境保全公共下水道に排除されないこととなる目的に使用した水量があるときは、その旨を管理者に申告することができる。この場合において、管理者は、その事実が証明されたときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、第1項又は第2項の使用水量と異なる汚水排出量を認定することができる。

5 管理者は、2月(定例日の属する月の前々月の定例日の翌日から当該定例日までの期間をいう。以下同じ。)の汚水排出量の認定を行うことができる。

(計測のための装置の設置等)

第22条 管理者は、水道の水及び手動式井戸の水以外の水に係る使用水量を認定するため、計測のための装置を設置することができる。この場合において、使用者は、当該装置の設置を拒んではならない。

2 使用者は、善良な管理者の注意をもって、前項の規定により設置した装置を保管しなければならない。

水質使用料

下水道法

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 略

京都市公共下水道事業条例

(汚水の排除の届出)

第10条 第1項 略

2 前項前段の規定による届出をした後に、公共下水道の管理に特別の費用を要する水質の汚水で管理者が定めるもの（以下「特別汚水」という。）を排除することとなった者は、管理者の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は特別汚水の排除をやめたときも、同様とする。

京都市公共下水道事業条例

(共用装置の水に係る汚水以外の汚水に係る1月の使用料の額)

第16条 第1項～第3項 略

4 第1項の規定にかかわらず、共用装置の水に係る汚水以外の汚水が特別汚水であるときは、当該汚水に係る同項に規定する使用料の額の3倍に相当する金額以下で、管理者が定める基準により計算して得た額を当該使用料に加算する。

(共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水に係る1月の使用料の額)

第16条の2 第1項～第3項 略

4 前条第4項の規定は、共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

(貸与された水道メーターを利用する共同住宅における汚水に係る1月の使用料の額)

第16条の3 第1項～第3項 略

3 第16条第4項の規定は、第1項の共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは、「第16条の3第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

(共用装置の水に係る汚水に係る1月の使用料の額)

第16条の4 第1項～第3項 略

4 第16条第4項の規定は、共用装置の水に係る汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは、「第16条の4第1項」と読み替えるものとする。

京都市公共下水道事業条例施行規程

(特別汚水)

第6条 条例第10条第2項前段に規定する特別汚水（以下「特別汚水」という。）は、次のいずれかに該当するもの（管理者が定める排水設備から排除されるもの（以下「生活系汚水」という。）を除く。）とする。

- (1) 生物化学的酸素要求量が1リットルにつき5日間に200ミリグラムを超える汚水

(2) 浮遊物質量が1リットルにつき200ミリグラムを超える汚水

- 2 管理者は、必要と認めるときは、条例第10条第1項前段の規定による届出をした者が排除する汚水が特別汚水に該当するかどうかについて、下水道法施行令（以下「令」という。）第6条第1項後段に規定する方法により検定を行うものとする。

(特別汚水の届出)

第6条の2 条例第10条第2項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 排水設備の所在地
- (3) 汚水の区分
- (4) 特別汚水の水質
- (5) 特別汚水の排除を開始した年月日

2 条例第10条第2項後段の規定による届出は、次に掲げる事項（特別汚水の排除をやめた旨の届出にあっては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載した書面により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 排水設備の所在地
- (3) 汚水の区分
- (4) 変更に係る事項並びに当該事項の変更前及び変更後の内容
- (5) 変更した年月日又は汚水の排除をやめた年月日

(特別汚水の認定)

第6条の3 管理者は、条例第10条第2項の規定による届出（同項後段の規定によるものにあつては、前条第1項第4号に掲げる事項を変更した場合に限る。）があり、当該届出に係る汚水の水質が、第6条に規定する特別汚水の基準に該当すると認めるときは、当該汚水が特別汚水であることにつき認定するものとする。

2 前項の規定による認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、37月を超えない範囲内において管理者が定める。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

3 管理者は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定に係る特別汚水の水質（以下「認定水質」という。）及び認定期間を、当該特別汚水を排除することとなった者に通知する。

4 認定期間の満了後、認定水質と同じ水質の特別汚水の排除を継続しようとする者は、当該認定期間の満了の日以前において管理者が指定する日までに、管理者に継続して認定するよう申請しなければならない。

5 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出することにより行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 排水設備の所在地
- (3) 汚水の区分
- (4) 特別汚水の水質
- (5) 現に受けている第1項（次項において準用される場合を含む。）の規定による認定の有効期間

6 第1項から第3項までの規定は、第4項の申請があつた場合について準用する。この場合において、第1項中「条例第10条第2項の規定による届出（同項後段の規定によるものにあつては、前条第1項第4号に掲げる事項を変更した場合に限る。）」とあるのは、「第4項の申請」と、「当該届出」とあるのは、「当該申請」と読み替える。

(特別汚水に係る使用料の加算額)

第12条 条例第16条第4項（条例第16条の2第4項、条例第16条の3第3項及び条例第16条の4第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する管理者が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 汚水の量（条例第10条第2項に規定する届出（特別汚水の排除をやめた旨の届出を除く。）を行った者が排出する条例第17条第1項に規定する汚水排出量（同条第4項の規定により、同条第1項の使用水量と異なる汚水排出量が認定されている場合は、当該異なる汚水排出量）及び同条第2項に規定する汚水排出量（同条第4項の規定により、同条第2項の使用水量と異なる汚水排出量が認定されている場合は、当該異なる汚水排出量）の合計量をいう。以下この条において同じ。）が

1月当たり750立方メートル未満（同条第5項の認定を行う場合にあっては、2月当たり1,500立方メートル未満）である場合の当該汚水の量に係る使用料に加算する額は、零とすること。

- (2) 汚水の量が1月当たり750立方メートル以上（同条第5項の認定を行う場合にあっては、2月当たり1,500立方メートル以上）である場合の当該汚水の量に係る使用料に加算する額は、加算前使用料額（特別汚水に係る条例第16条第1項（条例第16条の3第1項において準用する場合を含む。）に規定する合計額、条例第16条の2第1項に規定する合計額若しくは条例第16条の4第1項に規定する合計額又は条例第16条の3第2項に規定する使用料の額（100分の110を乗じる前の額）をいう。）に特別汚水に係る次の表の左欄に掲げる汚水濃度指数（汚水の濃度を示す数値として、別に定める方法により認定水質を基に算定される数値をいう。）の区分に応じ、同表右欄に掲げる率を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とすること。

汚水濃度指数	率
240 未満	0.063
240 以上 480 未満	0.124
480 以上 720 未満	0.248
720 以上 960 未満	0.372
960 以上 1,200 未満	0.496
1,200 以上 1,440 未満	0.620
1,440 以上 1,680 未満	0.744
1,680 以上 1,920 未満	0.868
1,920 以上 2,160 未満	0.992
2,160 以上 2,400 未満	1.116
2,400 以上 2,640 未満	1.240
2,640 以上 2,880 未満	1.364
2,880 以上 3,120 未満	1.488
3,120 以上 3,360 未満	1.612
3,360 以上 3,600 未満	1.736
3,600 以上 3,840 未満	1.860
3,840 以上 4,080 未満	1.984
4,080 以上 4,320 未満	2.108
4,320 以上 4,560 未満	2.232
4,560 以上 4,800 未満	2.356
4,800 以上 5,040 未満	2.480
5,040 以上 5,280 未満	2.604
5,280 以上 5,520 未満	2.728
5,520 以上 5,760 未満	2.852
5,760 以上	3.000

- 2 前項第2号の規定により得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 3 前2項の規定は、条例第19条第2項において条例第16条第4項の規定を準用する場合について準用する。

京都市特定環境保全公共下水道事業条例

（汚水の排除等の届出）

第9条 略

- 2 前項前段の規定による届出をした後に、特定環境保全公共下水道の管理に特別の費用を要する水質の汚水で管理者が定めるもので管理者が定めるもの（以下「特別汚水」という。）を排除することとなった者は、管理者が定めるところにより、その旨を届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は特別汚水の排除をやめたときも、同様とする。

（1月の使用量の額）

第16条 第1項～第3項 略

4 第1項の規定にかかわらず、共用装置の水に係る汚水以外の汚水が特別汚水であるときは、当該汚水に係る同項に規定する使用料の額の3倍に相当する金額以下で、別に定める基準により計算して得た額を当該使用料に加算する。

第17条 第1項～第3項 略

4 前条第4項の規定は、共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合において、同項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

第17条の2 第1項～第3項 略

3 第16条第4項の規定は、第1項の共同住宅における共用装置の水に係る汚水以外の汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは、「第17条の2第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

第18条 第1項～第3項 略

4 第16条第4項の規定は、共用装置の水に係る汚水が特別汚水であるときの使用料の算定について準用する。この場合において、同項中「第1項」とあるのは、「第18条第1項」と読み替えるものとする。

京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程

(特別汚水)

第8条 条例第9条第2項前段に規定する特別汚水（以下「特別汚水」という。）は、次のいずれかに該当するもの（管理者が定める排水設備から排除されるもの（以下「生活系汚水」という。）を除く。）とする。

- (1) 生物化学的酸素要求量が1リットルにつき5日間に200ミリグラムを超える汚水
- (2) 浮遊物質量が1リットルにつき200ミリグラムを超える汚水
- 2 管理者は、必要と認めるときは、条例第9条第1項前段の規定による届出をした者が排除する汚水が特別汚水に該当するかどうかについて、下水道法施行令（以下「令」という。）第6条第1項後段に規定する方法により検定を行うものとする。

(特別汚水の届出)

第9条 条例第9条第2項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 排水設備の所在地
- (3) 汚水の区分
- (4) 特別汚水の水質
- (5) 特別汚水の排除を開始した年月日
- 2 条例第9条第2項後段の規定による届出は、次に掲げる事項（特別汚水の排除をやめた旨の届出にあっては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載した書面により行うものとする。
 - (1) 届出者の氏名及び住所
 - (2) 排水設備の所在地
 - (3) 汚水の区分
 - (4) 変更に係る事項並びに当該事項の変更前及び変更後の内容
 - (5) 変更した年月日又は汚水の排除をやめた年月日

(特別汚水の認定)

第10条 管理者は、条例第9条第2項の規定による届出（同項後段の規定によるものにあつては、前条第1項第4号に掲げる事項を変更した場合に限る。）があり、当該届出に係る汚水の水質が、第8条に規定する特別汚水の基準に該当すると認めるときは、当該汚水が特別汚水であることにつき認定するものとする。

- 2 前項の規定による認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、37月を超えない範囲内において管理者が定める。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 管理者は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定に係る特別汚水の水質（以下「認定水質」という。）及び認定期間を、当該特別汚水を排除することとなった者に通知する。

- 4 認定期間の満了後、認定水質と同じ水質の特別汚水の排除を継続しようとする者は、当該認定期間の満了の日以前において管理者が指定する日までに、管理者に継続して認定するよう申請しなければならない。
- 5 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出することにより行うものとする。
- (1) 申請者の氏名及び住所
 - (2) 排水設備の所在地
 - (3) 汚水の区分
 - (4) 特別汚水の水質
 - (5) 現に受けている第1項（次項において準用される場合を含む。）の規定による認定の有効期間
- 6 第1項から第3項までの規定は、第4項の申請があった場合について準用する。この場合において、第1項中「条例第9条第2項の規定による届出（同項後段の規定によるものにあつては、前条第1項第4号に掲げる事項を変更した場合に限る。）」とあるのは、「第4項の申請」と、「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替える。

（特別汚水に係る使用料の加算額）

第15条 条例第16条第4項（条例第17条第4項、条例第17条の2第3項及び条例第18条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する管理者が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 汚水の量（条例第9条第2項に規定する届出（特別汚水の排除をやめた旨の届出を除く。）を行った者が排出する条例第21条第1項に規定する汚水排出量（同条第4項の規定により、同条第1項の使用水量と異なる汚水排出量が認定されている場合は、当該異なる汚水排出量）及び同条第2項に規定する汚水排出量（同条第4項の規定により、同条第2項の使用水量と異なる汚水排出量が認定されている場合は、当該異なる汚水排出量）の合計量をいう。以下この条において同じ。）が1月当たり750立方メートル未満（同条第5項の認定を行う場合にあつては、2月当たり1,500立方メートル未満）である場合の当該汚水の量に係る使用料に加算する額は、零とすること。
- (2) 汚水の量が1月当たり750立方メートル以上（同条第5項の認定を行う場合にあつては、2月当たり1,500立方メートル以上）である場合の当該汚水の量に係る使用料に加算する額は、加算前使用料額（特別汚水に係る条例第16条第1項（条例第17条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する合計額、条例第17条第1項に規定する合計額若しくは条例第18条第1項に規定する合計額又は条例第17条の2第2項に規定する使用料の額（100分の110を乗じる前の額）をいう。）に特別汚水に係る次の表の左欄に掲げる汚水濃度指数（汚水の濃度を示す数値として、別に定める方法により認定水質を基に算定される数値をいう。）の区分に応じ、同表右欄に掲げる率を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とすること。

汚水濃度指数	率
240 未満	0.063
240 以上 480 未満	0.124
480 以上 720 未満	0.248
720 以上 960 未満	0.372
960 以上 1,200 未満	0.496
1,200 以上 1,440 未満	0.620
1,440 以上 1,680 未満	0.744
1,680 以上 1,920 未満	0.868
1,920 以上 2,160 未満	0.992
2,160 以上 2,400 未満	1.116
2,400 以上 2,640 未満	1.240
2,640 以上 2,880 未満	1.364
2,880 以上 3,120 未満	1.488
3,120 以上 3,360 未満	1.612
3,360 以上 3,600 未満	1.736
3,600 以上 3,840 未満	1.860
3,840 以上 4,080 未満	1.984
4,080 以上 4,320 未満	2.108
4,320 以上 4,560 未満	2.232

4,560 以上 4,800 未満	2.356
4,800 以上 5,040 未満	2.480
5,040 以上 5,280 未満	2.604
5,280 以上 5,520 未満	2.728
5,520 以上 5,760 未満	2.852
5,760 以上	3.000

- 2 前項第 2 号の規定により得た額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 前 2 項の規定は、条例第 23 条第 2 項において条例第 16 条第 4 項の規定を準用する場合について準用する。

京都市公共下水道事業条例施行規程

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 第 2 条の規定による改正後の京都市公共下水道事業条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第 12 条第 1 項の規定は、平成 31 年 11 月 1 日（京都市公共下水道事業条例第 17 条第 5 項の規定により 2 月の汚水排出量の認定を行う場合にあつては、同年 12 月 1 日。以下「適用日」という。）以後に認定する汚水排出量に係る特別汚水に係る使用料の加算額について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る特別汚水に係る使用料の加算額については、なお従前の例による。

第 3 項～第 4 項 略

京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程 附則

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 第 2 条の規定による改正後の京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第 15 条第 1 項の規定は、平成 31 年 11 月 1 日（京都市特定環境保全公共下水道事業条例第 21 条第 5 項の規定により 2 月の汚水排出量の認定を行う場合にあつては、同年 12 月 1 日。以下「適用日」という。）以後に認定する汚水排出量に係る特別汚水に係る使用料の加算額について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る特別汚水に係る使用料の加算額については、なお従前の例による。

第 3 項～第 4 項 略

3 届出書類等

様式

様式第4 (第6条関係)

公共下水道 (流域下水道) 使用開始 (変更) 届

年 月 日

公共下水道管理者 (流域下水道管理者) 殿

申請者

住所

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

電話番号

次のとおり公共下水道 (流域下水道) の使用を開始 (変更) するので届け出ます。

排 除 場 所			排 水 口 数		
排 出 汚 水 の 水 量 又 は 水 質	水 量	月平均 立方メートル	日最大 立方メートル	水 質	下記のとおり
開始 (変更) 年月日	平成	年	月	日	
処 理 方 法			施 設 名 称		

記

項 目	排水口 月量	単位	排水口		項 目	月量	単位	排水口	
			m ³	m ³				m ³	m ³
温 度		℃			四 塩 化 炭 素		mg/L		
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		mg/L			1, 2-ジクロロエタン		mg/L		
水 素 イ オン 濃 度		水素指数			1, 1-ジクロロエチレン		mg/L		
生物化学的酸素要求量		mg/L			シス-1・2-ジクロロエチレン		mg/L		
浮 遊 物 質 量		mg/L			1, 1, 1-トリクロロエタン		mg/L		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		mg/L			1, 1, 2-トリクロロエタン		mg/L		
鉍 油 類		mg/L			1, 3-ジクロロプロペン		mg/L		
動植物油脂類		mg/L			チ ウ ラ ム		mg/L		
窒 素 含 有 量		mg/L			シ マ ジ ン		mg/L		
磷 含 有 量		mg/L			チ オ ベ ン カ ル ブ		mg/L		
沃 素 消 費 量		mg/L			ベ ン ゼ ン		mg/L		
カドミウム及びその化合物		mg/L			セレン及びその化合物		mg/L		
シ ア ン 化 合 物		mg/L			ほう素及びその化合物		mg/L		
有 機 磷 化 合 物		mg/L			ふつ素及びその化合物		mg/L		
鉛 及 び 其 の 化 合 物		mg/L			1, 4-ジオキサン		mg/L		
六価クロム化合物		mg/L			フ ェ ノ ール 類		mg/L		
砒素及びその化合物		mg/L			銅 及 び 其 の 化 合 物		mg/L		
水銀及びアルキル水銀		mg/L			亜鉛及びその化合物		mg/L		
その他の水銀化合物		mg/L			鉄及びその化合物 (溶解性)		mg/L		
アルキル水銀化合物		mg/L			マンガン及びその化合物 (H)		mg/L		
ポリ塩化ビフェニル		mg/L			クロム及びその化合物		mg/L		
トリクロロエチレン		mg/L			ダイオキシン類		㎍-TEQ/L		
テトラクロロエチレン		mg/L			ニッケル含有量		mg/L		
ジクロロメタン		mg/L							
摘 要									

備考 1 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。

2 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

公共下水道（流域下水道）使用開始届

年 月 日

公共下水道管理者（流域下水道管理者）殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

次のとおり公共下水道（流域下水道）の使用を開始するので届け出ます。

排除場所		排水口数	
開始年月日	年 月 日	特定施設の種類	

備考

「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）別表第 2 に掲げる号番号及び名称を記載すること。

特定施設設置届出書

年 月 日

公共下水道管理者（流域下水道管理者）殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

下水道法第 12 条の 3 第 1 項（下水道法第 25 条の 30 第 1 項において準用する同法第 12 条の 3 第 1 項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

特定施設使用届出書

年 月 日

公共下水道管理者（流域下水道管理者）殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

下水道法第12条の3第2項（下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の3第2項）
 { 下水道法第12条の3第3項（下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の3第3項） } の規定

により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第 8 (第 10 条関係)

特定施設の構造等変更届出書

年 月 日

公共下水道管理者 (流域下水道管理者) 殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

下水道法第 12 条の 4 (下水道法第 25 条の 30 第 1 項において準用する同法第 12 条の 4) の規定により、特定施設の構造等変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造 (特定施設の使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統)	別紙のとおり。	※審査結果	
		※備考	

備考

- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対比させるものとする。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

様式第 9 (第 11 条関係)

受 理 書

第 号

年 月 日

殿

公共下水道管理者 (流域下水道管理者) 印

年 月 日次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	
届 出 の 内 容	
届出に係る特定施設の種類	

備考

- 「届出の根拠」の欄は、「下水道法第 12 条の 3 第 1 項」又は「下水道法第 12 条の 4」と記載すること。
- 「届出の内容」の欄は、「特定施設の設置」又は「特定施設の構造等の変更」と記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第 10 (第 12 条関係)

氏名変更等届出書

年 月 日

公共下水道管理者 (流域下水道管理者) 殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

氏名 (名称、住所、所在地) に変更があつたので、下水道法第 12 条の 7 (下水道法第 25 条の 30 第 1 項において準用する同法第 12 条の 7) の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変 更 年 月 日		年 月 日	※施設番号	
変 更 の 理 由			※備 考	

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第 11 (第 12 条関係)

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

公共下水道管理者 (流域下水道管理者) 殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第 12 条の 7 (下水道法第 25 条の 30 第 1 項において準用する同法第 12 条の 7) の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特 定 施 設 の 種 類		※施設番号	
特定施設の設置場所		※備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

承継届出書

年 月 日

公共下水道管理者 (流域下水道管理者) 殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第 12 条の 8 第 3 項 (下水道法第 25 条の 30 第 1 項において準用する同法第 12 条の 8 第 3 項) の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号		
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日	
特定施設の種 類		※施設番号		
特定施設の設置場所		※備 考		
承 継 の 年 月 日				
被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
承 継 の 原 因				

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測 定 項 目							備 考	
	名称	排出量 (m ³ /日)												

備考

- 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合は、備考欄にこれを明示すること。
- ダイオキシン類についての測定の記録は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて下水の水質の検定方法等に関する省令 (昭和 37 年厚生省建設省令第 1 号) 第 9 条に規定するところにより 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算した数値で行うこと。

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
氏 名	
年 月 日 生	
職 名	
<p>上記の者は、下水道法第 13 条第 1 項（下水道法第 25 条の 30 第 1 項において準用する同法第 13 条第 1 項）の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。</p>	
発行年月日	
有効期限	
任命権者	印

(裏)

下 水 道 法 抜 粋
(排水設備等の検査)
第 13 条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第 8 条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、居住者の承諾を得なければならない。
2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(準用規定)
第 25 条の 30 第 7 から第 8 条まで、第 11 条の 2、第 12 条から第 12 条の 9 まで、第 12 条の 11 から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条の 2 まで、第 21 条から第 23 条の 2 まで及び第 25 条の規定は、流域下水道（雨天流域下水道を除く。）について準用する。

除害施設の設置計画届					
(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長					
			住所		
			届出人		
			名称		
			氏名		
京都市公共下水道事業条例第11条の2の規定により					
除害施設を { 新設 増設 } したいので計画の届出をします。 改築					
年 月 日届出 *			年 月 日受付 *		
検針区 使用者コード	* —		除害施設 番号	* 第 号	業 種 *
設置場所 及び 使用者	区 町 丁目 番 号		施工者	区 町 丁目 番 号	
設計者			(工事の着手及び完成の予定年月日)		
設計書	別紙のとおり		(使用開始の予定年月日)		
施設内容					
(処理方法及び処理能力)			(除害施設の使用薬品一日当り用途別使用量)		
(排水内容) 別紙1のとおり			(処理残渣の処分等の方法及び月当りの生成量) (k g /月)		
関係事項					
(製品名及び生産量)		(原材料及び使用薬品名)		(使用水量と水源の種類 及び作業時間)	

注) *印の欄は記入不要

排		水		内		容	
項		目		着工前（原水）		完成後（推定処理水）	
温度		℃					
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		mg/L					
水素イオン濃度		水素指数					
生物化学的酸素要求量		mg/L					
浮遊物質		mg/L					
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	mg/L					
	動植物油脂類	mg/L					
窒素含有量		mg/L					
磷含有量		mg/L					
沃素消費量		mg/L					
カドミウム及びその化合物		mg/L					
シアン化合物		mg/L					
有機磷化合物		mg/L					
鉛及びその化合物		mg/L					
六価クロム化合物		mg/L					
水	砒素及びその化合物	mg/L					
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L					
アルキル水銀化合物		mg/L					
ポリ塩化ビフェニル		mg/L					
トリクロロエチレン		mg/L					
テトラクロロエチレン		mg/L					
ジクロロメタン		mg/L					
四塩化炭素		mg/L					
1, 2-ジクロロエタン		mg/L					
1, 1-ジクロロエチレン		mg/L					
シス-1, 2-ジクロロエチレン		mg/L					
1, 1, 1-トリクロロエタン		mg/L					
1, 1, 2-トリクロロエタン		mg/L					
1, 3-ジクロロプロペン		mg/L					
質	チウラム	mg/L					
	シマジン	mg/L					
チオベンカルブ		mg/L					
ベンゼン		mg/L					
セレン及びその化合物		mg/L					
ほう素及びその化合物		mg/L					
ふつ素及びその化合物		mg/L					
1, 4-ジオキサン		mg/L					
フェノール類		mg/L					
銅及びその化合物		mg/L					
亜鉛及びその化合物		mg/L					
鉄及びその化合物（溶解性）		mg/L					
マンガン及びその化合物（溶解性）		mg/L					
クロム及びその化合物		mg/L					
ダイオキシン類		pg-TEQ/L					
ニッケル含有量		mg/L					
最大一日排出量		m ³					

－除害施設の設置計画届に必要な添付事項－

- 1 フローシート（作業工程一覧図）
数系統ある場合は系統別に明示する。
- 2 廃水の出る場所および水量
フローシートに関連した場所ごとに記載する。
- 3 廃水の時間的変動と濃度の変化
廃水の量、および水質の時間的変化、廃水水質の平均濃度または最大濃度についてのデーターを記載する。
- 4 除害施設の設計計算書
- 5 除害施設の効果により発生する除去物（スカム汚泥）については貯留方法、運搬方法、
投棄場所等処分方法について述べる。
- 6 除害施設設計画説明（添付図面）
 - (1) 事業場平面図（縮尺 1/50～1/300 除害施設の設置位置、排水路系統の明示）
 - (2) 除害施設計画構造図（土木工事計画図、機械概要図等）
- 7 除害施設の維持管理計画について
 - (1) 運転管理について
 - イ 運転管理責任者名
 - ロ 運転時間
 - ハ 動力源（電力）が止まった場合の対策
 - ニ 記録、日報の作成（運転時間、処理水量点検、修理事項、電力使用量、薬品使用料、異常の有無異常発見時のその処理）
 - (2) 水質管理について
 - イ 水質管理責任者名
 - ロ 水質試験、実施回数、水質試験施設の有無
 - ハ 施設の故障、水質、水量の変化などのため、処理水に異常を生じた場合の対策はどのようにするか
 - (イ) 排水をとめる
 - (ロ) 補助剤等の薬剤を注加、他
 - ニ 記録：水質試験結果を記録する

特別汚水の排除届 (開始・変更(水質)・廃止)

(あて先)

京都市公営企業管理者上下水道局長

京都市公共下水道事業条例第10条第2項の規定に基づき、
特別汚水の排除を(□開始・□変更(水質)・□廃止)したので下記のとおり届け出ます。
この届出(開始及び変更)に伴い、同条例第15条の規定に基づき下水道使用料を納入します。

届出者

住 所
名 称
代表者氏名

電話番号

検 針 区	使用者コード	排除を(開始(水質)変更(水質)廃止)した日				年	月	日
排水設備の所在地								
料金請求先		〒		住所		電話番号		
使用水源 (汚水の区分)		□水道水		□井戸水		□併用		□その他()

本届で届け出る汚水の水質

項目	排出口				
生物学的酸素要求量 (mg/L) (5日間)					
浮遊物質 量 (mg/L)					

現に認定を受けている汚水の水質

項目	排出口				
生物学的酸素要求量 (mg/L) (5日間)					
浮遊物質 量 (mg/L)					

備 考	
-----	--

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設

(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1に掲げる施設)

- 1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 選鉱施設
 - ロ 選炭施設
 - ハ 坑水中和沈でん施設
 - ニ 掘削用の泥水分離施設
- 1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 - ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 - ハ 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)
 - ハ 湯煮施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水産動物原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 脱水施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
- 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 湯煮施設
- 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 湯煮施設
 - ニ 濃縮施設
 - ホ 精製施設
 - ヘ ろ過施設
- 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- 7 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)
 - ハ ろ過施設
 - ニ 分離施設
 - ホ 精製施設
- 8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 10 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)
 - ハ 搾汁施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
 - ヘ 蒸留施設
- 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 真空濃縮施設
 - ホ 水洗式脱臭施設
- 12 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 分離施設
- 13 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 分離施設
- 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)
 - ハ 分離施設
 - ニ 渋だめ及びこれに類する施設
- 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 精製施設
- 16 麺類製造業の用に供する湯煮施設
- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 湯煮施設
 - ハ 洗浄施設

- 18 の 3 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 水洗式脱臭施設
 - ロ 洗浄施設
- 19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ まゆ湯煮施設
 - ロ 副蚕処理施設
 - ハ 原料浸せき施設
 - ニ 精練機及び精練そう
 - ホ シルケツト機
 - ヘ 漂白機及び漂白そう
 - ト 染色施設
 - チ 薬液浸透施設
 - リ のり抜き施設
- 20 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗毛施設
 - ロ 洗化炭施設
- 21 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式紡糸施設
 - ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設
 - ハ 原料回収施設
- 21 の 2 一般製材業又は木材チツブ製造業の用に供する湿式バーカー
- 21 の 3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
- 21 の 4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式バーカー
 - ロ 接着機洗浄施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式バーカー
 - ロ 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料浸せき施設
 - ロ 湿式バーカー
 - ハ 碎木機
 - ニ 蒸解施設
 - ホ 蒸解廃液濃縮施設
 - ヘ チツブ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
 - ト 漂白施設
 - チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
 - リ セロハン製膜施設
 - ヌ 湿式繊維板成型施設
 - ル 廃ガス洗浄施設
- 23 の 2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 自動式フィルム現像洗浄施設
 - ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 水洗式破碎施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 25 削除（平成 27 年 11 月 11 日、政令第 378 号）
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 27 前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 遠心分離機
 - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
 - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
 - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
 - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
 - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
 - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
 - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ヌ 廃ガス洗浄施設
 - ル 湿式集じん施設
- 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式アセチレンガス発生施設
 - ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
 - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
 - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
 - ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
 - ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
- 29 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
 - ロ 静置分離器
 - ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

- 30 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 蒸留施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ ろ過施設
- 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 縮合反応施設
 - ロ 水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 静置分離器
 - ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
 - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
 - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 - チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
 - リ 廃ガス洗浄施設
 - ヌ 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 脱水施設
 - ハ 水洗施設
 - ニ ラテックス濃縮施設
 - ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 蒸留施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 廃酸分離施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ 分離施設
 - ハ ろ過施設
 - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
 - ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
 - ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
 - チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
 - リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
 - ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
 - ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
 - ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器
 - カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
 - ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
 - タ 廃ガス洗浄施設
- 38 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料精製施設
 - ロ 塩析施設
- 38 の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1, 4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
- 39 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 脱酸施設
 - ロ 脱臭施設
- 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
- 41 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ 抽出施設

- 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設
 ロ 石灰づけ施設
 ハ 洗浄施設
- 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設
 ロ 脱水施設
- 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
- 46 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 水洗施設
 ロ ろ過施設
 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
 ニ 廃ガス洗浄施設
- 47 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 動物原料処理施設
 ロ ろ過施設
 ハ 分離施設
 ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
 ホ 廃ガス洗浄施設
- 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 49 農薬製造業の用に供する混合施設
- 50 第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 脱塩施設
 ロ 原油常圧蒸留施設
 ハ 脱硫施設
 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
 ホ 潤滑油洗浄施設
- 51 の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- 51 の 3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
- 52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 洗浄施設
 ロ 石灰づけ施設
 ハ タンニンづけ施設
 ニ クロム浴施設
 ホ 染色施設
- 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 研摩洗浄施設
 ロ 廃ガス洗浄施設
- 54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 抄造施設
 ロ 成型機
 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 水洗式破碎施設
 ロ 水洗式分別施設
 ハ 酸処理施設
 ニ 脱水施設
- 59 砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 水洗式破碎施設
 ロ 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ タール及びガス液分離施設
 ロ ガス冷却洗浄施設
 ハ 圧延施設
 ニ 焼入れ施設
 ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 還元そう
 ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。）
 ハ 焼入れ施設
 ニ 水銀精製施設
 ホ 廃ガス洗浄施設
 ヘ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 焼入れ施設
 ロ 電解式洗浄施設
 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 ニ 水銀精製施設
 ホ 廃ガス洗浄施設
- 63 の 2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- 63 の 3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設

- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ タール及びガス液分離施設
 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
- 64 の2 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
 イ 沈でん施設
 ロ ろ過施設
- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 66 電気めつき施設
- 66 の2 エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
- 66 の3 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ ちゆう房施設
 ロ 洗濯施設
 ハ 入浴施設
- 66 の4 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66 の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66 の6 飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66 の7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66 の8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 67 洗濯業の用に供する洗浄施設
- 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 68 の2 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの
 イ ちゆう房施設
 ロ 洗浄施設
 ハ 入浴施設
- 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- 69 の2 卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
 イ 卸売場
 ロ 仲卸売場
- 69 の3 削除（令和2年6月21日）
- 70 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
- 70 の2 自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
- 71 自動式車両洗浄施設
- 71 の2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 洗浄施設
 ロ 焼入れ施設
- 71 の3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設

71 の 4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設

71 の 5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）

71 の 6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）

72 し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）

73 下水道終末処理施設

74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）

参 考

水質汚濁防止法施行規則

（科学技術に関する研究等を行う事業場）

第 1 条の 2 水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 71 号の 2 の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。

- 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前 2 号に該当するものを除く。）
- 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 5 保健所
- 6 検疫所
- 7 動物検疫所
- 8 植物防疫所
- 9 家畜保健衛生所
- 10 検査業に属する事業場
- 11 商品検査業に属する事業場
- 12 臨床検査業に属する事業場
- 13 犯罪鑑識施設

一部改正法附則第2条第1項の政令で定める施設
(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第3に掲げる施設)

- 1 別表第1第1号に掲げる施設のうち、鉱業(石炭鉱業並びに石油及び可燃性天然ガス鉱業を除く。)の用に供するイ及びハの施設
- 2 別表第1第1号に掲げる施設のうち、石炭鉱業の用に供するロ及びハの施設
- 3 別表第1第1号に掲げる施設のうち、水洗炭業の用に供するロの施設
- 4 別表第1第1号の2から第4号までに掲げる施設
- 5 別表第1第5号に掲げる施設のうち、みそ製造業の用に供するロ及びハの施設
- 6 別表第1第5号に掲げる施設のうち、グルタミン酸ソーダ製造業の用に供するニ、ホ及びヘの施設
- 7 別表第1第7号に掲げる施設であつて、てんさい糖製造業の用に供するもの
- 8 別表第1第8号に掲げる施設
- 9 別表第1第10号に掲げる施設のうち、清酒製造業の用に供するイ、ロ及びニの施設
- 10 別表第1第10号に掲げる施設のうち、蒸りゆう酒製造業の用に供するイ、ロ及びヘの施設
- 11 別表第1第11号に掲げる施設のうち、動物系飼料製造業の用に供するイ、ロ、ハ及びニの施設
- 12 別表第1第13号に掲げる施設
- 13 別表第1第14号に掲げる施設であつて、でん粉製造業の用に供するもの
- 14 別表第1第17号に掲げる施設
- 15 別表第1第19号に掲げる施設のうち、麻紡績業の用に供するハの施設
- 16 別表第1第19号に掲げる施設のうち、染色整理業の用に供するニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
- 17 別表第1第20号に掲げる施設
- 18 別表第1第23号に掲げる施設のうち、パルプ製造業の用に供するロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
- 19 別表第1第23号に掲げる施設のうち、紙製造業の用に供するイ及びチの施設
- 20 別表第1第23号に掲げる施設のうち、湿式繊維板製造業の用に供するハ、ヘ、チ及びヌの施設
- 21 別表第1第24号に掲げる施設のうち、磷酸質肥料製造業の用に供するイ、ハ及びニの施設
- 22 別表第1第27号に掲げる施設のうち、チの施設
- 23 別表第1第29号に掲げる施設
- 24 別表第1第30号に掲げる施設のうち、エチルアルコール製造業の用に供するイ及びロの施設
- 25 別表第1第32号に掲げる施設
- 26 別表第1第35号に掲げる施設
- 27 別表第1第42号に掲げる施設
- 28 別表第1第44号に掲げる施設
- 29 別表第1第51号に掲げる施設のうち、ホの施設
- 30 別表第1第52号に掲げる施設
- 31 別表第1第58号に掲げる施設
- 32 別表第1第64号及び第64号の2に掲げる施設
- 33 別表第1第65号に掲げる施設であつて、伸線業又はみがき帯鋼、みがき棒鋼若しくは亜鉛鉄板の製造業の用に供するもの
- 34 別表第1第66号の3から第67号までに掲げる施設
- 35 別表第1第68号の2に掲げる施設
- 36 別表第1第69号及び第69号の2に掲げる施設
- 37 別表第1第71号の2及び第71号の3に掲げる施設
- 38 別表第1第74号に掲げる施設

ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設

(ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第2に掲げる施設)

- 1 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
- 2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
- 3 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 4 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 5 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
- 7 カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 硫酸濃縮施設
 - ロ シクロヘキサン分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 9 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 乾燥施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 10 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 11 8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
 - ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設
 - ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設
 - ニ 熱風乾燥施設
- 12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 13 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 精製施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 14 担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 精製施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 15 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの
 - イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
- 17 フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ プラズマ反応施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 18 下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
- 19 第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

参考

別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉

- 5 廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上のもの

下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年 12 月 17 日厚生省建設省令第 1 号）

（目的）

第 1 条 この省令は、下水道法施行令（以下「令」という。）第 6 条第 1 項各号、第 9 条第 1 項各号、第 9 条の 5 第 1 項各号及び第 2 項各号並びに第 9 条の 11 第 1 項第 1 号、第 4 号及び第 5 号並びに第 2 項各号に掲げる項目並びに令第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質に関する検定方法、令第 6 条第 2 項の規定による測定方法及び推計方法並びに令第 9 条の 4 第 3 項の規定による換算方法を定めることを目的とする

（試料の採取）

第 2 条 令第 6 条第 1 項の規定により同項各号に掲げる項目について検定する場合においては、検定しようとする放流水の水質が検定する日の平均を示していると推定される時刻に、水深の中層部から試料を採取しなければならない。

第 3 条 大腸菌群数について検定を行う場合における試料の採取は、滅菌した器具を用いてできる限り試料に他から細菌が混入しないように行わなければならない。

第 3 条の 2 令第 6 条第 2 項の規定により生物化学的酸素要求量について測定する場合においては、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 雨水吐の吐口からの放流水については、当該放流水の水量及び水質の変動を考慮して、2 以上の試料を採取すること。
- (2) 処理施設に係る吐口からの放流水については、次条に規定する降雨による雨水の影響が大きい時（以下単に「雨水の影響が大きい時」という。）における当該放流水の水量及び水質の変動を考慮して、2 以上の試料を採取すること。

2 前項の規定により採取した 2 以上の試料を混合し、生物化学的酸素要求量について測定する場合においては、測定しようとする試料の水質が雨水の影響が大きい時における放流水の平均的な水質と等しくなるように混合しなければならない。

（測定又は推計する時の降雨）

第 3 条の 3 令第 6 条第 2 項の国土交通省令・環境省令で定める降雨は、その降雨量が 10 ミリメートル以上 30 ミリメートル以下のものとする。

（検定等の着手時）

第 4 条 次の各号に掲げる項目についての検定又は測定は、試料採取後それぞれ当該各号に定める時間に着手しなければならない。

- (1) 温度 即時
- (2) 生物化学的酸素要求量又は大腸菌群数 9 時間以内

（試料の保存）

第 5 条 次の各号に掲げる項目について、試料採取後直ちに検定又は測定に着手することができない場合は、試料を、それぞれ当該各号に定めるところにより、保存しなければならない。

- (1) 生物化学的酸素要求量又は浮遊物質 10 度以下 0 度以上の暗所に保存すること。
- (2) 大腸菌群数 5 度以下 0 度以上の暗所に保存すること。
- (3) 沃素消費量 アルカリ性にして保存すること。

（大腸菌群数の検定方法）

第 6 条 大腸菌群数についての検定は、別表第 1 に掲げる方法により、希釈試料及び培地を調製し、これらを用いて、同表に掲げる方法により、定型的集落数の平均値を求め、次の式を用いて行わなければならない。

$$A = a \times 100$$

この式において、A 及び a は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- A 大腸菌群数（単位 1 立方センチメートルにつき個）
a 定型的集落数の平均値（単位 個）

(沃素消費量の検定方法)

第7条 沃素消費量についての検定は、別表第2に掲げる方法により、試料及び純水の滴定に要する100分の1モル毎リットルチオ硫酸ナトリウム溶液の量を求め、次の式を用いて行わなければならない。

$$A = (a - b) \times (1000 / v) \times 1.27$$

この式において、A、a、b及びvは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- A 沃素消費量 (単位 1リットルにつきミリグラム)
a 純水の滴定に要した100分の1モル毎リットル硫酸ナトリウム溶液の量 (単位 ミリリットル)
b 試料の滴定に要した100分の1モル毎リットル硫酸ナトリウム溶液の量 (単位 ミリリットル)
v 試料の量 (単位 ミリリットル)

(その他の項目又は物質の検定方法等)

第8条 前2条に規定する項目以外の項目又は物質についての検定又は測定は、次の各号に掲げる項目又は物質に関し、それぞれ当該各号に定める方法により行わなければならない。

- (1) 水素イオン濃度 日本工業規格K0102 (以下「規格」という。) 12・1 に該当する方法
- (2) 生物化学的酸素要求量 規格 21 に該当する方法
- (3) 浮遊物質 排水基準を定める省令 (昭和 46 年総理府令第 35 号) 第 2 条の規定に基づき、浮遊物質に係る検定方法として環境大臣が定める方法
- (4) 温度 規格 7・2 に該当する方法
- (5) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法
- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき、ノルマルヘキサン抽出物質含有量に係る検定方法として環境大臣が定める方法
- (7) 窒素含有量 規格 45・1、45・2 又は 45・6 に該当する方法
- (8) 燐含有量 規格 46.3 に該当する方法
- (9) カドミウム及びその化合物 排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき、カドミウム及びその化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法
- (10) シアン化合物 規格 38・1・2 及び 38・2 に該当する方法、規格 38・1・2 及び 38・3 に該当する方法又は規格 38・1・2 及び 38・5 に該当する方法
- (11) 有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びイー・ピー・エヌに限る。) 排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき、有機リン化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法
- (12) 鉛及びその化合物 排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき、鉛及びその化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法
- (13) 六価クロム化合物 排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき、六価クロム化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法
- (14) 砒素及びその化合物 排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき、砒素及びその化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法
- (15) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法
- (16) アルキル水銀化合物 排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき、アルキル水銀化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法
- (17) ポリ塩化ビフェニル 排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニルに係る検定方法として環境大臣が定める方法
- (18) トリクロロエチレン 排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき、トリクロロエチレンに係る検定方法として環境大臣が定める方法
- (19) テトラクロロエチレン 排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき、テトラクロロエチレンに係る検定方法として環境大臣が定める方法

(20) ジクロロメタン	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、ジクロロメタンに係る検定方法として環境大臣が定める方法
(21) 四塩化炭素	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、四塩化炭素に係る検定方法として環境大臣が定める方法
(22) 1,2-ジクロロエタン	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、1,2-ジクロロエタンに係る検定方法として環境大臣が定める方法
(23) 1,1-ジクロロエチレン	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、1,1-ジクロロエチレンに係る検定方法として環境大臣が定める方法
(24) シス-1,2-ジクロロエチレン	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、シス-1,2-ジクロロエチレンに係る検定方法として環境大臣が定める方法
(25) 1,1,1-トリクロロエタン	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、1,1,1-トリクロロエタンに係る検定方法として環境大臣が定める方法
(26) 1,1,2-トリクロロエタン	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、1,1,2-トリクロロエタンに係る検定方法として環境大臣が定める方法
(27) 1,3-ジクロロプロペン	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、1,3-ジクロロプロペンに係る検定方法として環境大臣が定める方法
(28) チウラム	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、チウラムに係る検定方法として環境大臣が定める方法
(29) シマジン	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、シマジンに係る検定方法として環境大臣が定める方法
(30) チオベンカルブ	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、チオベンカルブに係る検定方法として環境大臣が定める方法
(31) ベンゼン	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、ベンゼンに係る検定方法として環境大臣が定める方法
(32) セレン及びその化合物	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、セレン及びその化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法
(33) ほう素及びその化合物	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、ほう素及びその化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法
(34) ふつ素及びその化合物	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、ふつ素及びその化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法
(35) 1,4-ジオキサン	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、1,4-ジオキサンに係る検定方法として環境大臣が定める方法
(36) フェノール類	規格 28.1 に該当する方法
(37) 銅及びその化合物	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、銅含有量に係る検定方法として環境大臣が定める方法
(38) 亜鉛及びその化合物	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、亜鉛含有量に係る検定方法として環境大臣が定める方法
(39) 鉄及びその化合物 (溶解性)	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、溶解性鉄含有量に係る検定方法として環境大臣が定める方法
(40) マンガン及びその化合物 (溶解性)	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、溶解性マンガン含有量に係る検定方法として環境大臣が定める方法
(41) クロム及びその化合物	排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、クロム含有量に係る検定方法として環境大臣が定める方法
(42) ダイオキシン類	日本工業規格K0312 に該当する方法

(汚濁負荷量の総量の測定方法)

第9条 令第6条第2項に規定する汚濁負荷量の総量についての測定は、次の式を用いて行わなければならない。

$$L = (\sum A_i a_i + B b + C c) \times 1000$$

この式においてL、 A_i 、 a_i 、B、b、C、及びcは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L 合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）の各吐口又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道の各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量（単位 5日間にミリグラム）

A_i 雨水吐の吐口ごとの、当該雨水吐の吐口からの放流水の平均的な生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつき5日間にミリグラム）

a_i 雨水吐の吐口ごとの、当該雨水吐の吐口からの放流水の量（単位 立方メートル）

B 雨水の影響が大きい時における当該処理施設に係る吐口からの放流水の平均的な生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつき5日間にミリグラム）

b 雨水の影響が大きい時における当該処理施設に係る吐口からの放流水の量（単位 立方メートル）

C 雨水の影響の少ない日における当該処理施設に係る吐口からの放流水の平均的な生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつき5日間にミリグラム）

c 雨水の影響が大きい時において貯留施設に貯留された下水であつて、当該処理施設で処理された放流水の総量（単位 立方メートル）

(放流水の総量の測定方法)

第10条 令第6条第2項に規定する放流水の総量についての測定は、次の式を用いて行わなければならない。

$$v = (\sum a_i + b + c) \times 1000$$

(1) この式において、vは、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）の各吐口又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道の各吐口からの放流水の総量（単位 リットル）を表すものとする。

(2) a_i 、b及びcは、前条に定めるものの例による。

(汚濁負荷量の総量の推計方法)

第11条 放流水の水質が類似のものであると認められる2以上の吐口があるため放流水の水質についての水質検査を行わない雨水吐の吐口がある場合における令第6条第2項に規定する汚濁負荷量の総量についての推計は、次の式を用いて行わなければならない。

$$L = [\sum A_{ui} r_{ui} \{d - (\sum a_{ki} + b + c)\} + \sum A_{ki} a_{ki} + B b + C c] \times 1000$$

(1) この式において、 A_{ui} 、 A_{ki} 、 a_{ki} 、d及び r_{ui} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{ui} 水質検査を行わない雨水吐の吐口ごとの、当該雨水吐の吐口からの放流水の水質に類似のものであると認められる雨水吐の吐口（水質検査を行うものに限る。）からの放流水の平均的な生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつき5日間にミリグラム）

A_{ki} 水質検査を行う雨水吐の吐口ごとの、当該雨水吐の吐口からの放流水の平均的な生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつき5日間にミリグラム）

a_{ki} 水質検査を行う雨水吐の吐口ごとの、当該雨水吐の吐口からの放流水の量（単位 立方メートル）

d 雨水の影響が大きい時において合流式の公共下水道に流入することが予想される下水の総量（単位 立方メートル）

r_{ui} 水質検査を行わない雨水吐の吐口ごとの、当該雨水吐の吐口が受け持つ下水排除面積の水質検査を行わないすべての雨水吐の吐口が受け持つ下水排除面積の合計に対する割合

(2) L、B、b、C及びcは、第9条に定めるものの例による。

(放流水の総量の推計方法)

第12条 前条の場合における令第6条第2項に規定する放流水の総量は、雨水の影響が大きい時に於いて合流式の公共下水道に流入することが予想される下水の総量(単位は、立方メートルとする。)とする。

(ダイオキシン類の量の換算方法)

第13条 令第9条の4第3項の規定による2・3・7・8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量への換算は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)第3条に定めるところにより行うものとする。

附則

この省令は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1(第6条)

区 分	方 法
(1) 希釈試料の調製	試料10ミリリットルに滅菌生理的食塩水90ミリリットルを加えて100ミリリットルとし、その10ミリリットルをとり、これに滅菌生理的食塩水90ミリリットルを加えて100ミリリットルとする。
(2) 培地の調製	純水1リットルにペプトン10グラム、寒天15グラムないし25グラム、乳糖10グラム、塩化ナトリウム(NaCl)5グラム、クエン酸第二鉄アンモニウム2グラム及びリン酸水素二カリウム(K ₂ HPO ₄)2グラムを加え、これを加熱して溶かし、濾過した後、濾過した溶液を水素指数7.3ないし7.5とする。次に、この溶液にデソオキシコール酸ナトリウム(C ₂₄ H ₃₉ O ₄ Na)1グラム及びニュートラルレッド(C ₁₅ H ₁₇ ClN ₄)0.033グラムを加え、再び、水素指数7.3ないし7.5とする。
(3) 定型的集落数の平均値の測定	希釈試料を1立方センチメートルづつ2個の培地にとり、それぞれについて、35度ないし37度で18時間ないし20時間重層平板培養し、それぞれの平板培地中に発生した定型的集落数について、その平均値を求め、これを定型的集落数の平均値とする。

別表第2(第7条)

区 分	方 法
(1) 試料の滴定に要する100分の1モル毎リットルチオ硫酸ナトリウム溶液の量の測定	試料の適量に100分の1モル毎リットル沃素溶液10ミリリットル及び沃化カリウム約1グラムを加え、酢酸を用いて酸性とし、さらに、よく混和し、2分間ないし3分間静置した後、この溶液が淡黄色になるまで100分の1モル毎リットルチオ硫酸ナトリウム溶液を滴加する。次に、この溶液に1パーセント澱粉溶液約5ミリリットルを混入し、この混入によつて生じた青緑色が消えるまで100分の1モル毎リットルチオ硫酸ナトリウム溶液の滴加を続けて、滴加した100分の1モル毎リットルチオ硫酸ナトリウム溶液の総量を求め、これを試料の滴定に要する100分の1モル毎リットルチオ硫酸ナトリウム溶液の量とする。
(2) 純水の滴定に要する100分の1モル毎リットルチオ硫酸ナトリウム溶液の量の測定	(1)において用いた試料の量と等しい量の純水をとって、これについて、(1)と同様の方法で純水の滴定に要する100分の1モル毎リットルチオ硫酸ナトリウム溶液の量を測定する。

下水の水質の検定方法(1)

(令和2年4月1日現在)

項目	検定方法	規定している法令等
× 大腸菌群数	(下省令) 別表第1に掲げる方法(デソキシコール酸塩培地法)	下省令
× よう素消費量	(下省令) 別表第2に掲げる方法(チオ硫酸ナトリウム滴定法)	下省令
× 水素イオン濃度	J I S規格 K0102 12・1 ガラス電極法	下省令
× 生物化学的酸素要求量	J I S規格 K0102 21 (一般希釈法)	下省令
× 浮遊物質量	環境庁告示第59号 付表9に掲げる方法(ガラス繊維ろ紙法)	下省令→排省令環→水
× 温度	J I S規格 K0102 7・2 ガラス製棒状温度計による測定	下省令
○ アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	アンモニア又はアンモニウム化合物 J I S規格 K0102 42・2 インドフェノール青吸光度法 3 中和滴定法 5 イオンクロマトグラフ法 6 流れ分析法 7 サリチル酸-インドフェノール青吸光度法 ※検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法 亜硝酸化合物 J I S規格 K0102 43・1・1 ナフチルエチレンジアミン吸光度法 2 イオンクロマトグラフ法 3 フチルエチレンジアミン発色による流れ分析法 ※検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法 硝酸化合物 J I S規格 K0102 43・2・5 イオンクロマトグラフ法 6 流れ分析法 ※検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 J I S規格 K0102 43・2・1 還元蒸留-インドフェノール青吸光度法 3 銅・カドミウムカラム還元-ナフチルエチレンジアミン吸光度法 ※検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法	下省令→排省令環
× ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(排省令環) 付表4に掲げる方法(抽出容器による抽出法)	下省令→排省令環
× 窒素含有量	J I S規格 K0102 45・1 総和法、2 紫外線吸光度法、6 流れ分析法	下省令
× 燐含有量	J I S規格 K0102 46・3・1 ベルオキシソ二硫酸カリウム分解法 2 硝酸-過塩素酸分解法 3 硝酸-硫酸分解法 4 流れ分析法	下省令
○ カドミウム及びその化合物	J I S規格 K0102 55 1 フレーム原子吸光法 2 電気加熱原子吸光法 3 I C P発光分光分析法 4 I C P質量分析法	下省令→排省令環
○ シアン化合物	J I S規格 K0102 38・1・2 (前処理) +38・2 ピリジン-ピラゾロン吸光度法 +38・3 4-ピリジンカルボン酸-ピラゾロン吸光度法 +38・5 又は環境庁告示第59号 付表1 流れ分析法	下省令
○ 有機リン化合物	(排省令環) 付表1に掲げる方法(ガスクロマトグラフ法) パラチオン、メチルパラチオン、E P N J I S規格 K0102 31・1・1 前処理 3 ナフチルエチレンジアミン吸光度法 4 p-ニトロフェノール吸光度法 メチルジメトン (排省令環) 付表2に掲げる方法(モリブデン青吸光度法)	下省令→排省令環
○ 鉛及びその化合物	J I S規格 K0102 54・1 フレーム原子吸光法、2 電気加熱原子吸光法 3 I C P発光分光分析法 4 I C P質量分析法	下省令→排省令環
○ 六価クロム化合物	J I S規格 K0102 65・2・1 ジフェニルカルバジド吸光度法 (着色または還元性物質を含有することによって、分析が困難な場合) J I S規格 K0102 65 備考11のb) (前処理) +65・1・1 ジフェニルカルバジド吸光度法 2 電気加熱原子吸光法 3 I C P発光分光分析法 4 I C P質量分析法 J I S規格 K0102 65・2・6 流れ分析法 注:塩分濃度が高い場合はJ I S規格 K0170-7 a)又はb)の操作が必要 (ブランクの補正)	下省令→排省令環
○ 砒素及びその化合物	J I S規格 K0102 61・1 ジエチルジチオカルバミド酸銀吸光度法 2 水素化物発生原子吸光法 3 水素化物発生I C P発光分光分析法 4 I C P質量分析法	下省令→排省令環

下水の水質の検定方法(2)

規 制 項 目	検 定 方 法	規定している法令等
○ 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	環境庁告示第59号 付表2に掲げる方法 (還元気化原子吸光法 密閉循環方式、開放送気方式)	下省令→排省令環→水
○ アルキル水銀化合物	環境庁告示第59号 付表3に掲げる方法(ガスクロマトグラフ法) (排省令環) 付表3に掲げる方法(薄層クロマトグラフ分離-原子吸光法)	下省令→排省令環→水 下省令→排省令環
○ ポリ塩化ビフェニル	J I S規格 K0093 n-ヘキサン抽出→アルカリ分解 →シリカゲルカラムクロマト管による妨害物質除去操作→ガスクロマトグラフ操作 { PCBの確認(塩素化→ガスクロマトグラフ操作、薄層クロマトグラフ操作) } 環境庁告示第59号 付表4に掲げる方法 n-ヘキサン抽出→アルカリ分解 →シリカゲルカラムクロマト管による妨害物質除去操作→ガスクロマトグラフ操作	下省令→排省令環 下省令→排省令環→水
○ トリクロロエチレン ○ テトラクロロエチレン ○ 四塩化炭素 ○ 1,1,1-トリクロロエタン ○ 1,1,2-トリクロロエタン	J I S規格 K0125 5・1 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 2 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 3・2 水素炎イオン化検出器(F I D)を用いたパージ・ トラップ-ガスクロマトグラフ法 4・1 電子捕獲検出器(E C D)を用いたヘッドスペース- ガスクロマトグラフ法 5 媒抽出・ガスクロマトグラフ法	下省令→排省令環
○ ジクロロメタン ○ 1,2-ジクロロエタン ○ 1,1-ジクロロエチレン ○ シス-1,2-ジクロロエチレン ○ 1,3-ジクロロプロペン	J I S規格 K0125 5・1 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 2 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 3・2 水素炎イオン化検出器(F I D)を用いたパージ・ トラップ-ガスクロマトグラフ法 4・1 電子捕獲検出器(E C D)を用いたヘッドスペース- ガスクロマトグラフ法	下省令→排省令環
○ チウラム	環境庁告示第59号 付表5に掲げる方法 前処理試料量 100mL(高速液体クロマトグラフ法)	下省令→排省令環→水
○ シマジン ○ チオベンカルブ	環境庁告示第59号 付表6に掲げる方法・前処理試料量 100mL 第1 ガスクロマトグラフ質量分析法 第2 溶媒抽出又は固相抽出によるガスクロマトグラフ法	下省令→排省令環→水
○ ベンゼン	J I S規格 K0125 5・1 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 2 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 3・2 水素炎イオン化検出器(F I D)を用いたパージ・ トラップ-ガスクロマトグラフ法 4・2 水素炎イオン化検出器(F I D)を用いたヘッド スペース-ガスクロマトグラフ法	下省令→排省令環
○ セレン及びその化合物	J I S規格 K0102 67・1 3,3'-ジアミノベンジジン吸光光度法 2 水素化合物発生原子吸光法 3 水素化合物発生 I C P 発光分光分析法 4 I C P 質量分析法	下省令→排省令環
○ ほう素及びその化合物	J I S規格 K0102 47・1 メチレンブルー吸光光度法 2 アゾメチンH吸光光度法 3 I C P 発光分光分析法 4 I C P 質量分析法	下省令→排省令環
○ ふつ素及びその化合物	J I S規格 K0102 34・1 ランタン-アリザリンコンプレキソン吸光光度法 2 イオン電極法 4 流れ分析法 環境庁告示第59号 付表7に掲げる方法 (イオンクロマトグラフ法)	下省令→排省令環 下省令→排省令環→水
○ 1,4-ジオキサソ	環境庁告示第59号 付表8に掲げる方法 1 活性炭抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法 2 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 3 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法	下省令→排省令環→水
× フェノール類	J I S規格 K0102 28・1・2 4-アミノアンチピリン吸光光度法 3 流れ分析法	下省令
× 銅及びその化合物	J I S規格 K0102 52・2 フレーム原子吸光法 3 電気加熱原子吸光法 4 I C P 発光分光分析法 5 I C P 質量分析法	下省令→排省令環
× 亜鉛及びその化合物	J I S規格 K0102 53・1 フレーム原子吸光法 2 電気加熱原子吸光法 3 I C P 発光分光分析法 4 I C P 質量分析法	下省令→排省令環
× 鉄及びその化合物(溶解性)	J I S規格 K0102 57・2 フレーム原子吸光法 3 電気加熱原子吸光法 4 I C P 発光分光分析法	下省令→排省令環
× マンガン及びその化合物(溶解性)	J I S規格 K0102 56・2 フレーム原子吸光法 3 電気加熱原子吸光法 4 I C P 発光分光分析法 5 I C P 質量分析法	下省令→排省令環
× クロム及びその化合物	J I S規格 K0102 65・1・1 ジフェニルカルバジド吸光光度法 2 フレーム原子吸光法 3 電気加熱吸光光度法 4 I C P 発光分光分析法 5 I C P 質量分析法	下省令→排省令環

下水の水質の検定方法(3)

規 制 項 目	検 定 方 法	規定している法令等
○ ダイオキシン類	J I S 規格 K0312 固相抽出操作 又は 液 - 液抽出操作 →クリーンアップ操作 硫酸処理 - シリカゲルカラムクロマトグラフ操作 又は 多層シリカゲルカラムクロマトグラフ操作 →ダイオキシン類測定用アルミナカラムクロマトグラフ操作 (必要に応じて 高速液体クロマトグラフ操作 又は 活性炭カラムクロマトグラフ操作) →コプラナーPCB 測定用アルミナカラムクロマトグラフ操作 (必要に応じて 高速液体クロマトグラフ操作 又は 活性炭カラムクロマトグラフ操作) →ガスクロマトグラフ質量分析計による ダイオキシン類及びコプラナーPCB の分析	下省令
× ニッケル含有量	J I S 規格 K0102 59・1 <ul style="list-style-type: none"> 1 ジメチルグリオキシム吸光光度法 2 フレーム原子吸光法 3 I C P 発光分光分析法 4 I C P 質量分析法 	条例

注) 1) ○ - 有害物質

× - 環境項目等

2) 下省令 - 下水の水質の検定方法等に関する省令

排省令環 - 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法

水 - 水質汚濁に係る環境基準について

条例 - 京都府環境を守り育てる条例

事業場排水等の諸基準一覧表(1)

適用基準		排除制限基準				除害施設設置基準		使用開始等の届出を要する水質及び報告の徴収のできる下水の水質	
		政令基準			条例基準	200m ³ /日以下	200m ³ /日を超えるもの		
物質又は項目	排水量	500m ³ /日未満	500m ³ /日以上 2000m ³ /日未満	2000m ³ /日以上	1000m ³ /日を超えるもの	200m ³ /日以下	200m ³ /日を超えるもの		
		環境項目等	01 温度 (°C)	—			—	—	45 未満
02 水素イオン濃度 (pH)	—			5 を超え 9 未満	5 を超える もの	5 を超え 9 未満	5.7 以下又は 8.7 以上		
03 生物化学的酸素要求量 (mg/L)	—			600 未満	3000 以下	600 未満	300 以上		
04 浮遊物質 (mg/L)	—			600 未満	3000 以下	600 未満	300 以上		
05 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 (mg/L)		—			5 以下	5 以下		5 を超えるもの
	動植物油脂類 (mg/L)		—			30 以下	30 以下		30 を超えるもの
06 窒素含有量 (mg/L)	—			240 未満	1200 以下	240 未満	150 以上		
07 燐含有量 (mg/L)	—			32 未満	160 以下	32 未満	20 以上		
08 沃素消費量 (mg/L)	—			—	—	220 未満	220 以上		
有害物質	09 カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.03 以下			—	0.03 以下		0.03 を超えるもの	
	10 シアン化合物 (mg/L)	1 以下	0.8 以下	0.5 以下	—	0.5 以下		0.5 を超えるもの	
	11 有機燐化合物 (mg/L)	1 以下	0.8 以下	0.5 以下	—	0.5 以下		0.5 を超えるもの	
	12 鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下			—	0.1 以下		0.1 を超えるもの	
	13 六価クロム化合物 (mg/L)	0.2 以下			—	0.2 以下		0.2 を超えるもの	
	14 砒素及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下			—	0.1 以下		0.1 を超えるもの	
	15 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	0.005 以下			—	0.005 以下		0.005 を超えるもの	
	16 アルキル水銀化合物 (mg/L)	検出されないこと			—	検出されないこと		検出されるもの	
	17 ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.003 以下			—	0.003 以下		0.003 を超えるもの	
	18 トリクロロエチレン (mg/L)	0.1 以下			—	0.1 以下		0.1 を超えるもの	
	19 テトラクロロエチレン (mg/L)	0.1 以下			—	0.1 以下		0.1 を超えるもの	
	20 ジクロロメタン (mg/L)	0.2 以下			—	0.2 以下		0.2 を超えるもの	
	21 四塩化炭素 (mg/L)	0.02 以下			—	0.02 以下		0.02 を超えるもの	
	22 1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.04 以下			—	0.04 以下		0.04 を超えるもの	
	23 1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	1 以下			—	1 以下		1 を超えるもの	
	24 シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.4 以下			—	0.4 以下		0.4 を超えるもの	
	25 1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	3 以下			—	3 以下		3 を超えるもの	
	26 1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.06 以下			—	0.06 以下		0.06 を超えるもの	
	27 1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.02 以下			—	0.02 以下		0.02 を超えるもの	
	28 チウラム (mg/L)	0.06 以下			—	0.06 以下		0.06 を超えるもの	
	29 シマジン (mg/L)	0.03 以下			—	0.03 以下		0.03 を超えるもの	
	30 チオベンカルブ (mg/L)	0.2 以下			—	0.2 以下		0.2 を超えるもの	
	31 ベンゼン (mg/L)	0.1 以下			—	0.1 以下		0.1 を超えるもの	

事業場排水等の諸基準一覧表(2)

適用基準		排除制限基準				除害施設設置基準		使用開始等の届出を要する下水の量又は水質及び報告の徴収のできる下水の水質
		政令基準		条例基準				
排水量		500m ³ /日未満	500m ³ /日以上 2000m ³ /日未満	2000m ³ /日以上	1000m ³ /日を超えるもの	200m ³ /日以下	200m ³ /日を超えるもの	
物質又は項目								
有害物質	32 セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1以下		—	0.1以下	0.1を超えるもの		
	33 ほう素及びその化合物 (mg/L)	10以下		—	10以下	10を超えるもの		
	34 ふっ素及びその化合物 (mg/L)	8以下		—	8以下	8を超えるもの		
	35 1,4-ジオキサン (mg/L)	0.5以下		—	0.5以下	0.5を超えるもの		
	36 ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10以下		—	10以下	10を超えるもの		
環境項目等	37 フェノール類 (mg/L) ※	1以下		—	1以下	1を超えるもの		
	38 銅及びその化合物 (mg/L) ○	3以下		—	3以下	3を超えるもの		
	39 亜鉛及びその化合物 (mg/L) ○	2以下		—	2以下	2を超えるもの		
	40 鉄及びその化合物 (溶解性) (mg/L) ○	10以下		—	10以下	10を超えるもの		
	41 マンガン及びその化合物 (溶解性) (mg/L) ○	10以下		—	10以下	10を超えるもの		
	42 クロム及びその化合物 (mg/L) ○	2以下		—	2以下	2を超えるもの		
	43 ニッケル含有量 (mg/L)	—		—	2以下	2を超えるもの		
適用条項		下水道法第12条の2第1項			下水道法第12条の2第3項 京都市公共下水道事業条例第11条	下水道法第12条第11条 京都市公共下水道事業条例第11条の2	下水道法第11条の2第1項 下水道法第39条の2	
備考		※印 30m ³ /日以上適用 ○印 50m ³ /日以上適用 対象： ダイオキシン類以外の項目：水質汚濁防止法特定施設（ただし、水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の2、旅館業の用に供する施設を除く） ダイオキシン類：ダイオキシン類対策法特定施設			対象：全事業場（下水道法第12条の2第1項又は第5項の規定により、公共下水道に排除してはならないこととされる者を除く）ダイオキシン類の規制は、ダイオキシン類対策特別措置法によりダイオキシン類の排水規制を受けている終末処理場に排水を排出する者（ダイオキシン類対策法特定事業場を除く）に適用される。		下水道法施行令第8条の2第1項 政令で定める量は、一日最大排水量50m ³ /日以上とする。 政令で定める水質のうち、ダイオキシン類については、ダイオキシン類の規制を受けている終末処理場に排水を排出する場合に限る。 下水道法第11条の2第2項 第1項に定める場合を除き特定施設の設置者を対象とする。	

4 付録

公共用水域等規制関係法令

ここでの水質汚濁防止法、土壌汚染対策法の掲載は付録としてです。京都市上下水道局は所管しません。水質汚濁防止法、土壌汚染対策法に関する事務の所管は京都市環境政策局環境企画部環境指導課（電話 075-222-3955）となります。

水質汚濁防止法

（定義）

第2条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

- (1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。
- (2) 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 略

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第14条の2第2項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

5 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものをいう。

6 この法律において「排水水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

7 この法律において「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。

8 この法律において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

9 この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水水を除く。）をいう。

（排水基準）

第3条 排水基準は、排水水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排水水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

- 3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第1項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。
- 4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。
- 5 都道府県が第3項の規定により排水基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

(特定施設等の設置の届出)

第5条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項（特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第5号を除く。）を都道府県知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 - (3) 特定施設の種類
 - (4) 特定施設の構造
 - (5) 特定施設の設備
 - (6) 特定施設の使用の方法
 - (7) 汚水等の処理の方法
 - (8) 排出水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）
 - (9) その他環境省令で定める事項
- 2 工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 - (3) 有害物質使用特定施設の種類
 - (4) 有害物質使用特定施設の構造
 - (5) 有害物質使用特定施設の使用の方法
 - (6) 汚水等の処理の方法
 - (7) 特定地下浸透水の浸透の方法
 - (8) その他環境省令で定める事項
 - 3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（第1項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 - (3) 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造
 - (4) 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備
 - (5) 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法
 - (6) その他環境省令で定める事項

水質汚濁防止法施行令

(特定施設)

第1条 水質汚濁防止法（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(カドミウム等の物質)

第2条 法第2条第2項第1号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1)～(28) 略

(水素イオン濃度等の項目)

第3条 法第2条第2項第2号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。

(1)～(12) 略

2 環境大臣は、前項第12号の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(有害物質貯蔵指定施設)

第4条の4 法第5条第3項の政令で定める指定施設は、第2条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

土壌汚染対策法

(定義)

第2条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

2 略

土壌汚染対策法施行令

(特定有害物質)

第1条 土壌汚染対策法（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1) カドミウム及びその化合物

(2) 六価クロム化合物

(3) 2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-1,3,5-トリアジン（別名シマジン又はCAT）

(4) シアン化合物

(5) N・N-ジエチルチオカルバミン酸S-四クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）

(6) 四塩化炭素

(7) 1,2-ジクロロエタン

(8) 1,1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）

(9) シス-1,2-ジクロロエチレン

(10) 1,3-ジクロロプロペン（別名D-D）

(11) ジクロロメタン（別名塩化メチレン）

(12) 水銀及びその化合物

(13) セレン及びその化合物

(14) テトラクロロエチレン

(15) テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）

(16) 1,1,1-トリクロロエタン

(17) 1,1,2-トリクロロエタン

- (18) トリクロロエチレン
- (19) 鉛及びその化合物
- (20) 砒素及びその化合物
- (21) ふっ素及びその化合物
- (22) ベンゼン
- (23) ほう素及びその化合物
- (24) ポリ塩化ビフェニル (別名PCB)
- (25) 有機りん化合物 (ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン) 及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名EPN) に限る。)